

研究論文

三重県における社会福祉事業の歴史（4）

―災害時における大正期高田派の仏教福祉実践―

千 草 篤 磨

はじめに―本山報告（大正15年6月）所収「北海道における惨事」―

「本山報告」は明治34（1901）年2月に創刊されて以来、昭和19（1944）年まで毎月発行されてきた真宗高田派の月報である。終戦前後は不定期刊行となり、「本山通報」また「高田派宗報」、「真宗高田派宗報」と改題されてきた。現在は「宗報」として年6回発行されている。しかし、戦前の「本山報告」は、発行元である高田本山には保管されておらず、津市一身田町の玉保院などに僅かに保管されているのみである。ここには、大正期から終戦までの高田派の貴重な記録が収録されているが、一般の目に触れることはない。筆者はこれまで、大正期及び昭和初期から終戦までの高田派の社会事業について、玉保院蔵の「本山報告」を中心に紹介、考察してきた（千草、2017、2018）。

ここに紹介するのは、大正15（1926）年6月号の記事である。同年5月24日に起こった北海道の十勝岳の噴火による大惨事に際し、高田本山札幌別院（現：北海道別院）がいち早く執った援助行動の詳細である。当時の仏教者としての援助活動内容を振り返ること、今日の災害ボランティアや地域福祉実践を考える一助としたい。

さらに、現存する戦前の「本山報告」は一般には閲覧の機会がないので、本稿の巻末に「北海道における惨事」の全文を、旧漢字、旧仮名遣いのまま参考資料として掲載した。なお、以下の本文中における引用は新漢字、新仮名遣いを使用した。

1. 十勝岳の噴火について

十勝岳は北海道の中央部の美瑛町、上富良野町、新得町にまたがる標高2,077 mの活火山で、過去に何度も噴火を繰り返してきている。特に大正15年の噴火は多くの犠牲者を出し、大災害となった。内閣府の中央防災会議による報告書（2007）では次のように紹介されている。すなわち、「活火山十勝岳は、1923（大正12）年ごろから噴気活動が次第に激しくなり、1926（大正15）年5月24日に2回の噴火が起こった。2回目の噴火で、中央火口丘が崩壊して高温の岩屑なだれが発生し、急速に残雪を溶かして泥流を発生した。泥流は、美瑛川と富良野川を流下して25分余りで山麓の富良野原野の開拓地に到達し、死者・行方不明者が144人、損壊建物が372棟に達し、山林や耕地にも大きな災害をもたらした。噴火そのものの規模はさほど大きくはないものの、寒冷地で積雪期に起こる噴火災害の典型的な事例であり、海外で出版された専門書にも紹介されている」と専門的に述べている。

また、最近の新聞記事（2018）では、「十勝岳の大正噴火」として「大雪山系・十勝岳

（2,077 m）の中央火口丘で起きた大爆発。残雪を溶かし、岩石や土砂、巨木を巻き込んだ泥流が山津波となって上富良野町、美瑛町に押し寄せた。『大正泥流』とも呼ばれる。三浦綾子（1922～99 年）は迫真の描写でこの史実を小説『泥流地帯』に描いた。『三重団体』をはじめとする人々の受難や救済が主題になっている」と一般向けに解説している。ここにも紹介されているように、三浦綾子が 1977 年と 1979 年に出した『泥流地帯』及び『続・泥流地帯』には、当時の様子を彷彿とさせるものがある。

2. 「北海道における惨事」報告の概要

大正 15 年 6 月号の報告では、「北海道における惨事」及び「硫黄山爆発し泥海を現出、吾派の専誠寺はじめ門徒多数罹災」という見出しで始まっている。まず、惨事の概要として、「十勝岳の一部にして、上川郡美瑛村を距たる約 2 里半の地点なる硫黄山は、5 月 24 日午後 4 時頃突然大鳴動と共に、湖水を支えていた岩石決潰して流失し、山上よりは熱湯噴出して山麓に流下し、ために上富良野周囲約 3 里四方の間は全く泥海と化し惨憺たる光景は目もあてられなかった模様であるが、空知郡上富良野なる吾が派の専誠寺はじめ門徒多数罹災し、本山よりは夫々慰問救援の途を講じた」と、24 日当日の概要をまとめている。

次に、「一、札幌別院より」と題して、高田本山札幌別院が執った翌日の対応を伝えている。すなわち、噴火の翌 25 日午前 10 時に北海タイムスの号外によりこの惨事の様子を知ると、直ぐに札幌別院から津市の高田本山に電報を打って事態を報告し、指示を仰いでいる。本山からは午後 5 時 35 分に「懇篤なる御慰問の電命」を受けた。具体的な電報の内容は記されていないが、午後 6 時には「御慰問電の趣並びに罹災者焦眉の急を救うべく義捐金を募集」する行動をとっている。そして、直ぐに「30 余円」を集め、その日の午後 10 時には上富良野出身の職員 1 名を「同人家族安否を知るを兼ねて右の趣伝達の為不取敢急行せしめ村長吉田貞次郎（門徒）及び専誠寺へ派遣」している。これは、非常に早い対応であると考えられる。旭川方面への列車が何時に出るか、どこの駅まで列車が走っているのかも不明の中、とりあえず午後 10 時に札幌別院を出発し、札幌駅に向かわせたものと考えられる。また、札幌別院職員一同よりの「葉書 1,000 枚」を持たせている。

この職員は 26 日午前中には上富良野に到着したようで、葉書は「26 日朝贈呈と同時に 10 分間にして罹災者の為に使用し尽くされ」た。したがって、「葉書 1,000 枚」を持参させたことは時宜を得た有効な判断であったと推測できる。

また、「刻々と発行せらるゝ号外により概要を知り、電信にて上申御援助を仰」いでいる。すなわち、当然テレビやラジオのない時代であるので、新聞の号外で情報を収集すると直ぐに札幌別院から津市の高田本山に報告をして、指示を仰いでいる。高田本山からは、「罹災者戸数を知らせよ」との指示があり、「80 戸」と報告している。この時点で実際に 80 戸の高田派門徒が罹災したかどうかはわからないはずなので、差し当たりこの地域の門徒の戸数を報告したのではないかと考えられる。実際の調査後の罹災戸数及び死亡者人員は「戸

数（吾派門徒）76名」と記されている。

そして、実情視察と慰問のために「寺男2人を連れて出張」することとなる。その際に、「葉書2,000枚及び筆墨、副食物2樽、落雁3,000枚、蠟燭、線香等」を持参したと記している。災害時に親族へ安否を知らせる手段としての葉書は何よりも必要なものである。先の職員に1,000枚を持参させ、続いて2,000枚を新たに用意したものである。落雁も3,000枚とあるが、短期間に準備できたことを考えると、札幌別院関係者や札幌市内の高田派寺院、門徒の奮闘があったものと思われる。

3. 実状視察及び慰問1日目（大正15年5月29日）

次に、報告は「二、上富良野大惨害実情視察概要」を詳しく述べている。「5月29日救護隊、応援青年団、軍隊、見舞客等の為、殆どすし詰め如き列車に旭川よりは立ちづめにて午後2時前美瑛駅通過。上富良野駅の手前1マイル程の処より明かに大惨事の実況展開せらる」と、列車の様子を記すると共に「此辺より鉄道線路は1日2,000余人の工夫の手により昼夜兼行4日間位にて3尺以上の泥海の真直中を土俵により道を造り新らしく鉄路を敷きて完成せるものなれば汽車のガタガタと揺れる事限りなし」と説明しているが、災害後4日間で仮設の線路を敷設したのであり、5月29日は開通したばかりということになる。25日夜に単独で派遣した職員がどのような方法で被災地に入ったのかは不明であるが、美瑛駅で下車して上富良野までは徒歩で行ったものと考えられる。

また、29日の列車から見た様子を次のように記している。「朝来の大豪雨に窓外被害地泥土の上を濁流沼々として逆巻き、一望只濁れる大泥海、あたかも盥の中にマッチの軸木をバラ蒔きたるに似たると、流失倒壊せる家屋の残骸点々たると、豪雨の中泥海の中に腹部まで這入りて交通の為流木を利用して縦横に架設する假橋の工事のために従事する救援隊の人影と、何々青年団或は何々応援隊と記せる旗影とのみ」が認められたと、雨の中での災害復旧や救助に当たる人々の姿を書き留めている。

漸くたどり着いた上富良野駅は、「構内を出でて見れば駅前に救護所本部あり。上川支庁出張所、警察、軍隊、救援隊、役場出張所、道庁出張所、避難民受付及案内、通信機関出張所、三重県出張所、慰問品受付其他10枚程の貼紙を以て事務所の表示をなし、テント張りの休憩所、有志の茶接待所、炊出しの本部等、何百人の係員右往左往し其間に避難者を訪ぬる人、申込む人あり、これらの中に交りて各宗僧侶及新聞記者、青年団等東奔西走し、郵便配達は電信書面等を山の如くに負ひて一々避難者の所を探しつゝある様、実に戦場も斯くやと思はれ俄かに緊張味を感じ」ほどの有様であった。ここでは、三重県出張所が、川上支庁出張所や北海道庁出張所と並んで設置されていたことが記されており、三重団体の被災が大きかったことがうかがえる。なお、新聞記者、郵便配達、青年団と共に「各宗僧侶」が東奔西走していたという記事は僧侶ならではの捉え方であり、仏教福祉の視点からも重要な資料である。

さて、目的の一つである高田派専誠寺訪問は泥流で道がなくなっており、避難者受付に行くが人が多くどうしようもなかったところ、以前札幌別院に参詣に来た上富良野駅前のレストランを思い出して尋ねると、幸運にも寺族の居場所が判明した。前日の28日に御本尊と共に避難してきたとのことであった。尋ね当てると、「直に準備し来れる蠟燭、線香、落雁を供え、且つ懷中に持参し来れる『十勝ヶ嶽硫黄山爆発罹災死亡者霊位』と記せる位牌を尊前へ安置し、従ひ来れる門徒及び下男2人と共に小経正信偈一首讃を勤行」している。午後5時に専誠寺住職と別院職員と再会し、「別院門徒有志より贈る処の義捐金を以て購入せる葉書2,000枚及び落雁、筆墨、副食物等を呈し同寺門徒総代村長吉田貞次郎と相談の結果、可然処分せられ度く伝えて、直に市街地在住の門徒を慰問のため訪問する事に決し、洋装の上に輪袈裟を着用し住職の案内にて下男2人を連れて7時までに20戸ばかりを慰問」と記している。ここに名前が出てくる専誠寺総代の吉田貞次郎村長は三浦綾子の『泥流地帯』でも実名で登場する村長で、この災害時に不眠不休の活動を行った人物である。この村長に葉書2,000枚や副食物等を適切に役立ててもらおうと贈呈したのである。直接村長に託したことから、高田派門徒のみに配布するのではなく、困難を強いられている被災者に広く行き渡るよう対応している。すなわち、高田本山や高田派門徒からの義捐金や寄付物品であるが、宗派に捕らわれず支援していることがうかがえる。また、5時から7時の2時間の間に専誠寺住職の案内で20戸の門徒慰問を行ったとしている。

4. 実状視察及び慰問2日目（大正15年5月30日）

翌5月30日は晴天となり、朝5時から専誠寺の視察に赴いている。「市街地はづれより約18丁を隔てたる同寺の前まで、必死の努力によりて架けられたる仮橋に、廻り7、8尺もある無数の流木の横たわりたるを台として、それに旭川、池田方面より急送したる板を架けたるものにして漸く人一人通行し得る程度なり。而かも1尺乃至5寸下は濁流滔々として奔流し、落つれば泥土の深さ平均3、4尺と称する。故に到底普通の者は助かるを得不得。目はまい、見渡す限り一大泥海。18丁の間は真に命がけなり。一步一步念佛と共に渡り、1時間もかゝりて専誠寺の前に達す」と記している。18丁は約2kmの距離である。見渡す限りの泥海の中に架けられた、人間が一人漸く通ることのできる板の上を命がけで渡り、2kmの距離を1時間かけて辿り着いたものである。正に「一步一步念佛と共に渡」ったものと思われる。

専誠寺の被害状況については、周囲の家屋が泥流に流され、また泥に埋まって屋根のみ見えるのみであるのに、「然るに本堂庫裡平然と残れり。実に奇蹟的なり」と述べている。「仔細に検分すれば此寺院の残れるは、奔流の中心点に当たりたる為、上より流れ来たる流木が先づ寺の廓外の立木にかゝり、その流木の積まれたるのみにても約3丈の高さに達す。それに流失の家屋もかゝり自然と防波壁を作り、これによりて奔流は両方に分流せられて勢力を失ひたる。故に寺院のみ流失を免れたるものなり」と分析している。しかし、本堂

内や庫裏は惨憺たる状況であり、家財道具を運び出すには泥土が乾いた後でないと出来ない」と報告している。

また、寺族から聞き取った噴火当時の命がけの体験を書き留めている。「住職は市街に行きて不在。午後4時半頃大鳴動ありし後、瞬時にして2、3丈の泥流押し寄せ来り。本堂内に大流木飛び込み来たり。如何ともする不能。庫裡は見る見るうちに4尺以上の泥床上に上り、段々追い詰められて本堂裏の最後の一室に逃ぐ。子供3名を坊守は背に両側に抱き死を決してありしに、泥は3尺に達する時いよいよ最後なりと観念せる折、俄かに座敷の畳そのまゝに浮き上がりて埋まるを免る。夜の10時過に段々下りて落付きたりて、漸く12時過に一命を助かりたるを知りしと、これ床下に入りたる泥なるが故に、床板共に押し上げたる為なり。住職は万難を排して午前2時頃各地を迂廻して、胸までの泥中を押し切り、漸く帰寺し始めて御本尊御遷座の上移転せり」と記している。午後4時過ぎに起こった噴火による泥流が漸く収まり始めたのが6時間後の夜10時頃で、住職の留守に3人の子どもを抱えた夫人がなんとか命が助かったと思えたのが夜中の12時過ぎであったという、体験した者でしか話せない貴重な報告である。生きるか死ぬかの瀬戸際体験で、現代の災害時であれば「PTSD」になる可能性が高い。住職も胸まで泥中に浸かりながら暗闇の中を必死で進み、深夜2時に戻り着いた。その後、御本尊を現在の駅前に移し、ここを専誠寺仮事務所としたのであった。

専誠寺検分の後、山方面にある門徒避難所へ慰問に赴いている。まず、60 cmの泥中をズボンを脱いで渡り、「生きた心地なかりし程」の思いで1.3 kmを2時間かけて線路まで辿り着く。「線路を通行するも官吏但し鉄道係と救護隊と新聞記者、通信員、僧侶とのみ許可せられ、他は絶対に禁止せらる。許可を得て3里の山奥へ訪ね、正午過ぎ田村平太郎外4名の家族を訪問」した。線路上を進むのは危険であるが、それを許されたのは、公務員と鉄道係、救護隊、新聞記者、それに僧侶であった。当時としては災害時の僧侶の役割がある程度認識されていたものと考えられ、これも貴重な記録である。午後は反対方向に8 km行って9戸を慰問して、途中豪雨に遭いながら午後6時に専誠寺仮事務所に戻っている。「本日も死体6個上がる。未発見のもの70以上に及ぶ」と、その日に知り得た情報を記している。また、夜には門徒が惨状を訴えに来たことが記されている。

5. 実状視察及び慰問3日目及び4日目（大正15年5月31日及び6月1日）

5月31日は夜半より雨が上がり晴天となった。「31日朝5時より亦慰問と避難者個所を訪問す。山方面へ3里自転車をもて走れり。6戸あり。帰途死者3名の死体に遭う。途中役場を訪問す。村長不在。亦、途中馬の死体を焼けるを見るも焼けず半焼也。只乾きける泥は硫黄を含める故に、火はそれに付きて或は流木に焼け付けば大惨事の上の惨事となる故中止して、悉く埋むる事に決せる様子なり。当日は全部で22戸訪問して夜7時に帰る」と記している。噴火から1週間が経ち、徐々に泥土が乾いてきているのか、この日は自転

車に乗って、朝5時から夜7時までの間に22軒の慰問を行っている。

その間に、役場に立ち寄っているが、吉田村長は不在であった。小説「泥流地帯」の中で、吉田村長は不眠不休の活動を行っているが、実際の記録の中でも被災地を駆け回っている村長の姿がうかがえる。また、慰問途中に人や馬の死体に出遭っているが、その都度合掌して読経をしたものと推察する。

6月1日も朝6時から慰問に出かける。「市街地西川氏の宅を訪問せるに山下三重県属に遭ふ、亜麻会社々宅に避難せる田村勘を訪ふ。子供2人流失して死体未発見。内田住職と共に読経し菓子香を供ふ」と、途中で三重県職員に出遭ったことを記している。三重県職員も慰問活動を行っていたものと思われる。また、子ども2人の死体が1週間以上経っても発見されない門徒宅では、死体のないまま香と菓子を供えて読経している。

一方で、「午後4時帰れば田村岩藏の母の死体上りたりとの通知に接し、直に行き小経黙読して帰る。平素死体に対する挨拶は『御気の毒』なるも現状は然らず。死体を見れば『先づ結構でした』と喜ぶ也」と、今度は死体が1週間ぶりに発見された門徒宅では、「結構でした」と喜びながら読経したことが記されている。この頃になると死体が発見されることが喜びになるのである。

その後、「午後6時、寺族に別れを告げ、本部に於て村会議員に面会し、種々慰問と共に専誠寺の復興に関し依頼し、6時50分発にて帰札の途に就く」と、報告を終えている。上述のように、午後4時に仮事務所帰り、直ぐに死体が上がった門徒宅に出向いているが、これは予定外の行動であったと思われる。本来は4時に慰問から帰り、6時までの間に札幌へ帰る準備を整えるつもりであったところ、死体発見の知らせに急遽門徒宅に赴いたのであろう。本来であればじっくりと読経するところ、時間のない中で、阿弥陀経（小経）を「黙読して」戻ったと推察される。そのまま6時に寺族に別れを告げ、救護所本部で関係者に依頼、挨拶をして、6時50分発の列車に飛び乗ったのである。

最後に「3. 罹災戸数及び死亡者人員を調査するに戸数（吾派門徒）76名」と題して、視察の結果を報告している。各門徒宅の死亡者人数と罹災家屋の戸数を具体的な氏名を挙げて記載している。そして、「本山より専誠寺及び寺族に対し見舞のため各金一封、罹災28戸に対しては御本尊並に金一封宛、其他へは金一封宛、死亡者に対しては御染筆法名並に念珠を授与されたり」と結んでいる。これは、本山に報告した後に、改めて授与された記録であると思われる。

6. 考察 ―仏教福祉実践としての大正期の災害援助活動―

十勝岳噴火による大惨事の援助活動については、現在の高田派専修寺北海道別院には記録は残っていない。「本山報告」第305号に掲載された報告は、大正14年8月から札幌別院に佑事（輪番代理）として赴任していた千草壽磨（真宗高田派専修寺北海道別院、1993）が被災地を慰問した時の記録である。特に僧侶としての視点からの報告であり、仏教福祉

実践を考える資料として意味のある記録である。小説「泥流地帯」や中央防災会議の報告書の内容と重なる部分も多々認められるが、僧侶の視点と小説家の視点や防災の専門家の視点の違いも少なくない。

「本山報告」では報告者自身以外の僧侶が慰問等の活動をする場面として、「これらの中に交りて各宗僧侶及新聞記者、青年団等東奔西走し、郵便配達は電信書面等を山の如くに負ひて」「線路を通行するも官吏但し鉄道係と救護隊と新聞記者、通信員、僧侶とのみ許可せられ」と記録している。しかし、小説「泥流地帯」では、「何しろ、旭川、上川、空知の各地から、青年団員、消防団員、線路工手、保線係、赤十字社救護班、旭川医師会救護隊、旭川市役所吏員、警察官、新聞記者、その他一般の見舞人、視察の役人等々、一日に何百人もの人間が、この小さな上富良野村に押しかけた」と記述しているが、僧侶の姿は捉えられていない。また、中央防災会議の報告書（2007）では、上富良野における奉仕作業を行った者として、青年団、在郷軍人分会、消防組、救護隊、愛国婦人会、他支庁管内の団体、天理教上川団を挙げている。天理教は記録されているが、仏教僧侶の活動の記録はない。

また、「本山報告」では、災害翌日に職員を派遣する時に「葉書 1,000 枚」、5 日後の視察、慰問に赴く時に「葉書 2,000 枚」を持参している。しかし、小説「泥流地帯」には、葉書に関する記述はない。「今度の災害には、塩マスを五十貫とか、味噌を二十樽とか、衣類を何十包とか、反物二百反とか送られてきたことは聞いていた。義捐金も、百円以上の巨額を、たくさんの団体や個人が送ってきたことを聞いていた。だが、教科書や文房具を贈って来たのはその救世軍だけであった」と、キリスト教の救世軍が文房具を贈って来たことが書かれている。確かに、子どものために文房具を贈るということは、当時の災害時には気づきにくいことであり、貴重な援助行為であったと思われる。同様に、葉書贈呈も有意義な活動であった。葉書は遠方の親類、知人に災害に関しての安否を伝える、当時としては唯一の手段であったと考えられる。このような僧侶の援助活動は、心のケアにも関連するものとして重要な視点である。また、中央防災会議（2007）の報告書には電信電話の復旧や混乱に関する項目はあるが、葉書の記述は見当たらない。

札幌別院からの出張の目的は、本山から指示のあった実状視察と慰問であった。慰問の内容は罹災者宅を見舞い、慰めることである。特に、家族に死者が出た門徒宅では単に言葉をかけるだけでなく、蠟燭、線香、落雁を供えて、読経をしている。読経は死者に向けてというよりも、残された遺族の為の慰めである。これも心のケアの重要な実践である。多くの死者が出た被災地では僧侶は慰問のために積極的に活動していたと思われる。それ故に、「各宗僧侶及新聞記者、青年団等東奔西走し」ていたのである。しかし、中央防災会議（2007）の報告書には、避難所となった上富良野村の明憲寺に約 1,000 人が集まり、「言語に絶する」様子が「北海タイムス」（大正 15 年 5 月 27 日付）の記事から紹介されているが、僧侶の活動に関する記述はない。また、小説「泥流地帯」中で関連する唯一の場面として次の記述がある。「あごひげの老人が進み出て、お経を読み始めた。縞のモンペに黒い羽織

を着て、老人は単調な節でお経を読む。百人以上もの死者が一度に出たのでは、僧侶をこの遠い所まで呼ぶわけにはいかない。お経はそれでも、十分ほど読まれて、焼香がはじまった」と、主人公の耕作は家族の葬式に僧侶を呼ぶことができなかったという話になっている。しかし、実際には僧侶は東奔西走し、命がけで泥海の仮橋を渡り、ズボンを脱いで泥中を進み、許可を得て線路上を歩いて、多くの死者と遺族に読経の慰問をして回っていたのである。

この死者と遺族に対する読経は真宗の実践において如何なる意味があるのか。親鸞聖人が42歳の時に佐貫という所で三部経の千回読誦を行い、念仏の他に何が必要かと思ひ返し、途中で止めたという話が妻である恵心尼の手紙の中に残っている。これは親鸞聖人が矛盾を感じながらも、災害で苦しむ人々の心の安寧を願って行われたものと思われる。これは自力の行為であって、他力ではないという客観的な思考ではない。その地域の人々の姿を見て、千回読誦をせずにはおれないものがあつたと思われる。この点を亀山（2012）は、「専修念仏は、単に後生善処でなく現世安穩の願望に応答するものとして、災害苦からの救済、一般に現世を生き抜く希望の原理として、それが弥陀の本願の真意であることが、あらためて明確にされた。おそらく、それは佐貫での三部経中断の経験以来、災害苦の救済活動のたびに經典読誦への傾斜の繰り返しの中で、次第に明らかになってきたことであつたと思われる」と論じている。頭の中で考える念仏ではなく、災害苦の中に喘ぐ現実の人々の姿から生じる念仏と捉えても良いと考える。災害で家族を失った人々に寄り添い、静かに読経することは被災者への心のケアとなる。

災害時における物質的な援助も重要であるが、それに加えて犠牲者宅を訪れて僧侶でなければできない読経という慰問を命がけで実践した大正期の記録は、今後の仏教福祉を考える上で大いに参考になるものとする。

付 記

前稿に引き続き、玉保院蔵の「本山報告」の電子データを用いた。閲覧を許可頂いた玉保院住職水沼秀明師に感謝申し上げます。また、昨年3月に千草壽磨の次女である竹内令により、筆者が全文を新漢字、新仮名遣いに書き換えたものを「十勝岳爆発－山津波五日後の現地－」と題して私家版を発行し、関係者に配布したので付記する。

文 献

- ・千草篤磨 2017 三重県における社会福祉事業の歴史（2）－大正期の高田派の社会事業について－ 高田短期大学介護・福祉研究 第3号 1-10
- ・千草篤磨 2018 三重県における社会福祉事業の歴史（3）－昭和初期から終戦までの高田派の社会事業について－ 高田短期大学介護・福祉研究 第4号 1-12
- ・千草壽磨 1926 北海道における惨事 本山報告 第305号 13-18

- ・ 亀井純生 2012 災害社会・東国農民と親鸞浄土教 農林統計出版
- ・ 三浦綾子 1977 泥流地帯 新潮社
- ・ 三浦綾子 1979 続・泥流地帯 新潮社
- ・ 内閣府中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会 2007 1926 十勝岳噴火報告書
- ・ 真宗高田派専修寺北海道別院 1993 百年史
- ・ 竹内令 2018 十勝岳爆発－山津波五日後の現地－ 私家版
- ・ 読売新聞（三重版） 2018 年 6 月 20 日付

参考資料

「本山報告」第 305 号（1926）より

北海道における惨事

一 硫黄山爆発し泥海を現出 吾派の専誠寺はじめ門徒多数罹災一

十勝嶽の一部にして、上川郡美瑛村を距たる約二里半の地点なる硫黄山は、五月二十四日午後四時頃突然大鳴動と共に、湖水を支へてゐた岩石欽潰して流失し、山上よりは熱湯噴出して山麓に流下し、ために上富良野周囲約三里四方の間は全く泥海と化し惨憺たる光景は目もあてられなかった模様であるが、空知郡上富良野なる吾が派の専誠寺はじめ門徒多数罹災し、本山よりは夫々慰問救援の途を講じた。惨事の詳細は左の報告に俟つことゝする。

一 札幌別院より

廿五日午前十時北海タイムスの號外により直に打電大惨害の事上申候處、午後五時卅五分懇篤なる御慰問の電命に接し同日午後十時内田弘を同人家族安否知る爲を兼ねて右の趣傳達の爲不取敢急行せしめ村長吉田貞次郎（門徒）及び専誠寺へ派遣仕候、其節別院職員一同より葉書千枚贈呈せる處後にて聞けば廿六日朝贈呈と同時に十分間にして罹災者の爲に使用し盡されし由に御座候、廿五日午後六時直に御慰問電の趣並に罹災者焦眉の急を救ふべく義捐金を募集候處、直に參拾餘圓集め之亦直に送金仕候、刻々と發行せらるゝ號外により概要を知り電信にて上申御援助を仰ぎ候處罹災者戸数を知らせよとのこと故八十戸と御通知仕候、實情視察と慰問（被害の八分は吾が派關係なり）の爲め葉書二千枚及筆墨、副食物二樽持參及び落雁三千枚、蠟燭、線香等用意し寺男二人連れて出張し全部を慰問仕り本日午後六時歸院仕候。（六月三日）

二 上富良野大惨害實情視察概要

五月廿九日救護隊、應援青年團、軍隊、見舞客等の爲め殆ど壽志詰の如き列車に旭川よりは立ちづめにて午後二時前美瑛驛通過。上富良野驛の手前一哩程の處より明かに大惨事の實況展開せらる。此邊より鐵道線路は一日二千余人の工夫の手により晝夜兼行四日間位にて三尺以上の泥海の眞直中を土俵により道を造り新らしく鐵路を敷きて完成せるものなれば汽車のガタガタと揺れる事限りなし。工費十五萬圓と聞く。硫黄山より噴出せる溶土と積雪をとかしたる水とは山岳の断崖を破壊し約三十萬石の立木とを倒し、其大木を先頭として濁流にはあらで全くの泥流を以て五里の間山谷をうねりうねりて約三十分間程にて此個所に來たり恰も袋の口の如き所より溢れ出

たる奔流は一時に村落を襲ひ先頭の立木と二丈の泥流とによりて一溜りもなく沃野を埋め家を流し人畜を奪ひたる由。朝來の大豪雨に窓外被害地泥土の上を濁流沼々として逆巻き一望只濁れる大泥海、恰も壘の中にマッチの軸木をバラ蒔きたるに似たと流失倒壊せる家屋の残骸点々たると豪雨の中泥海の中に腹部まで這入りて交通の爲流木を利用して縦横に架設する假橋の工事のために従事する救援隊の人影と何々青年團或は何々應援隊と記せる旗影とのみ。

暫時にして上富良野驛に着これ市街地にあり構内人の山にして乗降客毎日七八千人なりとの由。漸くにして構内を出でて見れば驛前に救護所本部あり上川支廳出張所、警察、軍隊、救援隊、役場出張所、道廳出張所、避難民受付及案内、通信機關出張所、三重縣出張所、慰問品受付其他十枚程の貼紙を以て事務所の表示をなしテント張りの休憩所、有志の茶接待所、炊出しの本部等何百人の係員右往左往し其間に避難者を訪ぬる人、申込む人、ありこれらの中に交りて各宗僧侶及新聞記者、青年團等東奔西走し郵便配達は電信書面等を山の如くに負ひて一々避難者の所を探しつゝある様實に戦場も斯くやと思はれ俄かに緊張味を感じ。

訪ねんとする専誠寺への道はなく寺族は何處に在るや不明なれば避難者受付係を訪へど人多くして如何ともする不能困難せるもフト伊藤某なる者驛前の料理店主にして本年二月別院へ参詣の節名刺置き行きけるを思ひ出し尋ねしむ、直に丸竹屋號なる由判明す、同行三名これを訪ぬ。軒前に同家主婦赤きリボンを胸に付け十名ばかりの家族雇人と共に茶の接待をなし居たるに刺を通じたるに直に案内さる。専誠寺は此家の裏合せなる元料理店たりし大家屋なり、これに廿八日午前移りたる由。這入れば寺族暗然として一室に集り無言のまゝ端座せるのみ。形ばかりの床の間に御本尊を安置し兩側に九字十字御名號を懸け三具足を供へてあり。御本尊の前に跪座して感慨無量なり。

直に準備し來れる蠟燭、線香、落雁を供へ且つ懷中に持參し來れる「十勝ヶ嶽硫黃山爆發罹災死亡者靈位」と記せる位牌を尊前へ安置し、従ひ來れる門徒及び下男二人と共に小經正信偈一首讀を勤行す、住職内田は心及び別院雜仕心得として勤務せる内田弘は門徒死亡者の處へ行きて不在、只坊守と子供三人のみ、慰問の辭を述べて段々災害の模様を聞けば奇蹟的に生命の助かりたる事判明せり、而かも同寺に於ては猫、鶏の類まで助かりたる事愈々不思議なりと噂せり。午後五時頃住職歸り來る弘亦歸る。共に涙の中に無事を祝す。

別院門徒有志より贈る處の義捐金を以て購入せる葉書二千枚及び落雁、筆墨、副食物等を呈し全寺門徒總代村長吉田貞次郎と相談の結果可然處分せられ度く傳へて直に市街地に在る門徒を慰問のため訪問する事に決し洋装の上に輪袈裟を着用し住職の案内にて下男二人を連れて七時までに廿戸斗りを慰問せり。専誠寺に漸くにして一泊、僅に雨露を凌ぐのみ。

翌三十日晴れたり朝五時住職並に下男他二名と共に専誠寺被害の視察をなす。市街地はづれより約十八丁を隔てたる同寺の前まで、必死の努力によりて架けられたる假橋に、廻り七八尺もある無數の流木の横はりたるを臺としてそれに旭川、池田方面より急送したる板を架けたるものにして漸く人一人通行し得る程度なり而かも一尺乃至五寸下は濁流滔々として奔流し落つれば泥土の深さ平均三四尺と稱する故に到底普通の者は助かるを得ずはまひ見渡す限り一大泥海十八丁

の間は眞に命がけなり。一步一步念佛と共に渡り一時間もかゝりて専誠寺の前に達すこれより學校方面へ約六百人程の救援團は胸まで泥中に浸して架橋しつゝあり、元流れつゝありし河は埋まり新に他に三川を作りたり。専誠寺の近傍に流れたる家の残骸廿五六戸僅かに屋根の上のみを見せて泥中にあり、これらは皆歟潰せる線路の狭き間より奔流せる泥の流れの眞正面に當りたるものばかりにして専誠寺の裏は其中心なり、然るに本堂庫裡平然と残れり實に奇蹟的なり、流木を飛び越え約四十間ばかり生命がけにて寺内に這入る、仔細に檢分すれば此寺院の残れるは奔流の中心点に當りたる爲上より流れ來たる流木が先づ寺の廓外の立木にかゝりその流木の積まれたるのみにても約三丈の高さに達す、それに流失の家屋もかゝり自然と防波壁を作り、これによりて奔流は兩方に分流せられて勢力を失ひたる故に寺院のみ流失を免れたるものなり、本堂へ入れば慘憺たる情況にして泥土一様にして家具建具は亂雑を極め床上三尺の泥あり内陣は亦それより多く四尺に達せり、御厨司其他は無事なり、庫裡は殆ど見る影もなし、家財道具はまだそのまゝにしてこれを運ぶは泥土の干きたる後ならでは出來ず。寺族は當日住職は市街に行きて不在午後四時半頃大鳴動ありし後瞬時にして二三丈の泥流押し寄せ來り本堂内に大流木飛び込み來たり如何ともする不能、庫裡は見る見るうちに四尺以上の泥床上に上り段々追い詰められて本堂裏の最後の一室に逃ぐ子供三名を坊守は背に兩側に抱き死を決してありしに泥は三尺に達する時愈々最後なりと觀念せる折俄かに座敷の疊そのまゝに浮き上がりて埋まるを免る、夜の十時過に段々下りて落付きたりて漸く十二時過に一命を助かりたるを知りしと、これ床下に入りたる泥なるが故に床板共に押し上げたる爲なり、住職は萬難を排して午前二時頃各地を迂廻して胸までの泥中を押し切り漸く歸寺し始めて御本尊御遷座の上移轉せり。

これを見て、門徒の避難所（山の方面）を訪問すべくズボンを脱ぎて再び假橋の中途まで戻り左折して流木の上を飛び越え約十二丁斗りを二時間を費して漸く新線路上に上る途中泥中二尺の處を渡りて生きたる心地なかりし程なり。線路を通行するも官吏但し鐵道係と救護隊と新聞記者通信員僧侶とのみ許可せられ他は絶対に禁止せらる許可を得て三里の山奥へ訪ね正午過ぎ田村平太郎外四名の家族を訪問す、母を惨死せしめて悲嘆の涙に暮る、午後頃反對の方向を二里行きこゝにても九戸を訪ね六時過ぎ一先づ専誠寺假事務所へ歸る、途中豪雨に遭ひ困難を極む本日も死体六個上る未發見のもの七十以上に及ぶ、爲に死体搜索隊懸命に尋ぬるも何分三四尺の泥海にして而かも三里に五里の面積を採る故に困難は筆紙に盡し難し、全夜門徒の者七八名來り慘状を訴ふ今回の惨害者三重団体の大部分にしてそれは殆ど専誠寺の門徒なり。全夜も亦一泊す、夜半より晴れたり翌三十一日朝五時より亦慰問と避難者個所を訪問す山方面へ三里自轉車を以て走れり、六戸あり、歸途死者三名の死体に遭う、途中役場を訪問す村長不在、亦途中馬の死体を焼けるを見るも焼けず半焼也、只乾ける泥は硫黄を含める故に火はそれに付きて或は流木に焼け付けば大惨事の上の惨事となる故中止して悉く埋むる事に決せる様子なり、當日は全部で廿二戸訪問して夜七時に歸る。六月一日六時亦慰問に出かけたり、市街地西川氏の宅を訪問せるに山下三重縣屬に遭ふ、亞麻會社々宅に避難せる田村勘を訪ふ子供二人流失して死体未發見、内田住職と共に讀經し菓子香を供ふ、篠原久吉を尋ぬるも不得、三名死亡し久吉は亦奇蹟的に助かりたり即ち流木

三重県における社会福祉事業の歴史（4）

に衝き當りてそれに乗せられ自作の讃佛數へ歌を高唱し乍ら大慘害を見物して線路を越ゆる時に倒れたるも亦木に乗せられ腰打かけ乍ら押し流され高地に木の衝き當ると全時に安全場所へ投げ出されて無事なるを得たる等悲喜劇なり。但し孫と小供と自分とのみ残れるは矢張り悲惨なり、午後四時歸れば田村岩藏の母の死体上りたりとの通知に接し直に行き小經黙讀して歸る。平素死体に對する挨拶は「御氣の毒」なるも現状は然らず死体を見れば「先づ結構でした」と喜ぶ也、午後六時寺族に別れを告げ、本部に於て村會議員に面會し、種々慰問と共に専誠寺の復興に關し依頼し、六時五十分發にて歸札の途に就く。（千草壽磨）

三 罹災戸數及び死亡者人員を調査するに戸數（吾派門徒）七十六名

死亡者

吉田貞次郎	母一名	田中 常七	二名	高田 信一	三名	若林仲次郎	五名
田村 岩藏	母一名	分部 牛松	六名	田村平太郎	母一名	田村 勘	二名
田中勝次郎	一名	若林助右衛門	七名	篠原 久吉	三名	合 計	三十二名

罹災家屋の内被害尤も甚だしきものは右の内吉田村長の家屋を除く十戸の外左の十八戸なり。

分部 倉三	山崎 林松	高山熊次郎	臼井新次郎	川喜田幾久一
萩原常三郎	米川 喜助	山崎 兵松	高士仁左衛門	落合 善助
伊藤惣兵衛	伊藤藤太郎	米村 幸吉	高田 利三	立松爲二郎
内田 庄治	内田 幸吉	山崎又次郎	總計	二十八戸

本山より専誠寺及び寺族に對し見舞のため各金一封、罹災二十八戸に對しては御本尊並に金一封宛其他へは金一封宛、死亡者に對しては御染筆法名並に念珠を授與されたり。

研究論文

在宅での介護職による喀痰吸引、経管栄養等の 医療的ケア実施における看護職、介護職の連携について ーインタビュー調査からー

福田 洋子・東 律子

はじめに

2011年の介護保険制度の制度改革で、「地域包括ケアシステム」¹という概念が明確に打ち出され、「在宅医療・介護あんしん2012」を事業として推進するために、連携強化を図っている。在宅医療を推進するには、多職種連携（IPW）²の強化充実とそのための多職種連携教育（IPE）³の充実が重要となる。

本研究は、2016年に在宅での介護職による喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアの実施状況と看護職との連携・協働の実態を調査⁴した。その結果、介護職の医療的ケア研修修了者は、64名中14名であり、その14名中、医療的ケア実施者は3名であった。在宅での医療的ケアは、主として看護職が担っており、看護職と介護職の連携状況の詳細が把握しにくい結果であった。しかし、高齢社会において介護職の医療的ケア実施は、増々需要が高くなると予測される。ゆえに医療的ケアの実施には、利用者に安全で、安心な技術を提供する上でも看護職と介護職の連携、協働が必須条件であることから、今回、質問紙調査を実施した事業所の医療的ケアを実施している看護職と介護職に、連携の困難さや連携に必要な学びとは何かについてインタビューを行った。その結果、在宅において看護職、介護職の連携しにくい状況の中で、お互いに連携・協働を取れるように工夫や配慮をしていることが明らかになった。利用者の安全で安心できる生活を提供できるようにするために、お互いの共通認識として情報をどのように共有するかの思いも語られた。本研究は、介護学生に必要な連携能力を高めるための教育内容を検討する基盤とすることを目的とする。

1. 研究の目的と方法

(1) 調査の目的

在宅での医療的ケアにおける看護職、介護職の連携・協働の困難さを面接調査で詳しく聞き取り、介護職に必要な連携能力向上への学びの方向性を検討する。

(2) 面接調査の内容

・対 象

質問紙調査を実施した6事業所の看護職51名、介護職64名の中から、調査に協力を得

た看護職3名と介護職3名にインタビューを実施した。

・調査期間・方法

2016年11月～12月にかけて面接調査を実施した。調査方法は、在宅での看護職、介護職の連携・協働を推進するための内容を半構成的面接法でインタビュー調査を実施した。

・調査内容

インタビュー内容は以下の3項目である。

- ①在宅での医療的ケアにおいて看護職、介護職の連携・協働の実施についての困難さは何か
- ②多職種連携が円滑にできるようになるために介護学生が学んでおかないといけないことは何か
- ③現状、足りないと思われる看護・介護の連携、協働の教育内容は何か

・分析方法

統計処理は、調査内容の3項目の回答を精選し、カテゴリーを抽出した。逐語録の中から多職種連携の視点から意味があると思われる言葉をコードとして整理し、関連のある内容をまとめ、カテゴリー化した。インタビューから得た結果を看護職と介護職で対比した。

(3) 倫理的配慮

調査対象者には、研究の意義、目的を説明した上で、回答は任意であり、調査結果は施設名や個人が特定されないこと、データは本研究以外に使用しないことを口頭、書面にて説明し承諾を得た。インタビューは、許可を得てICレコーダーに録音し逐語録を作成した。

2. インタビューの結果

①「在宅での医療的ケアにおいて看護職、介護職の連携・協働の実施についての困難さは何か」について介護職の意見をまとめたところ、〈医療的ケアの知識不足〉〈指導の仕方〉〈利用者の状態の変化に合わせ目標の確認〉〈医療的ケアは看護職の仕事〉〈相談できる環境が脆弱〉〈話し合いができる場の作り方〉の6つのカテゴリーが抽出された(表1)。

【介護職の意見】

医療的なことに関しては、看護職が行っている、介護職は、ガーゼを変えたり、軟膏を塗ったりしている。医療的なことは、看護職の指示に従っているので、利用者に変化があれば報告や相談している。勝手な判断をして、利用者に迷惑をかけないようにしている。看護職への報告や相談は、リーダーになる前は看護職に話すことが怖かったので、なかなかできなかった。以前の職場では、看護師に言いにくい時や、怖いと思ったことが時々あった。薬のことなど専門的な事をパーと言われてもわからないことがあり、「それは何ですか」と聞くと、「そんなもわからんのか」的な雰囲気を書かせている。看護師は分かっている、ヘルパーは分からな

表 1. 在宅での医療的ケアにおいて看護職、介護職の連携・協働の実施についての困難さはいかなる介護職の意見

カテゴリー	サブカテゴリー	下位カテゴリー
医療的ケアの知識不足	医療的ケア研修を受けていない	・研修を受ける人が少ない ・堅守費が高い為、若い人が受けにくい ・医療的ケアの知識、技術不足 ・知識がないと的確な報告ができない
	医療的ケアの意味が分からない	・医療的ケアの意味が分からない ・医療的ケアの指針、枠組みがわかりにくい
指導の仕方	指導できる人がいない	・看護職に医療的ケアを教えられる人がいない
	わかりやすく教えてほしい	・同じことでも利用者によって違うので何度も教えてほしい ・ゆっくり、わかりやすく教えてほしい
利用者の状態の変化に合わせ目標の確認	ケア計画時点の状態は変化する	・高齢者は状態がコロコロ変わるので、状態が違うときがあることから目標を立てたケアマネに確認しないといけない ・高齢者は2～3日で状態が変わるのでケアの時に状態が違って困ることがある
医療的ケアは看護職の仕事	喀痰吸引は看護職の仕事	・喀痰吸引などは看護職がしている ・ヘルパーは、ガーゼ交換や軟膏を塗ることくらいである ・勝手な判断をしないように看護職に聞いてしている
相談できる環境が脆弱	話しやすい環境づくりが必要	・聞きにくい雰囲気の人には、分からなくても分かりましたと言ってしまう ・会議の場が少ない ・会議に参加しないので関係がつくりにくい ・新人は意見の違いを恐れ聞けないことが多い ・上司に相談できないのでしない ・ヘルパーは相談できる力が弱い
話し合いができる場の作り方	話ができる場づくり	・介護職の部会やヘルパーの協議会など会議の場がない ・部会がないので誰に声をかけてよいかわからない ・顔見知りの関係がつくりにくい
	体制の見直しが必要	・管理者など上の人が会議を行っている ・市によって体制が違う

いこともあるし、淡々と教えてもらってもわからない時がある。その時は分からないまま聞いているし、分からなくても、たまに分かりましたという時もある。指示は時間がたつと忘れるし、同じことでも利用者によって違うので、ゆっくり教えてほしいと話された。介護職の、知識不足からくる看護職との、関係のつくりにくさがあった。しかし、ヘルパーのリーダーになってからは、ヘルパーの情報をすべて聞き取り、その中で重要なことを看護職に報告している。ヘルパーの話の中には、そんなことまで必要ないと思うようなことも報告してくるが、「何でも話してね」と、すべて聞き取っている。それは、自分の経験から、聞く情報と聞かない情報を区別してしまうと、重要な情報を報告してもらえなくなることがあるので、どんな些細なことでも聞くようにしている。「何でもいいので話して」と言うことでヘルパーは、何かあったら一緒に考えてくれると安心する。ヘルパーは、一応報告したので自分だけの責任ではないと、責任が軽くなると思う。話してもらうことで、自分の荷が下りる。1人で抱え込むとストレスになるし、陰で小言も嫌だし。リーダーになってからは、考え事が多くなり、ヘルパーから顔が怖いと言われることがあるので、笑顔を心がけているし、自分から話かけて相談しやすい雰囲気をつくっていくようにしていると、リーダーとしての役割を話された。さらに自分が

ケアに困り、上司に相談できないときや自分が迷うことがあると、親や同僚に聞いてもらい「それは相談した方がいいよ」と意見をもらうことで一歩踏み出して積極的に看護職に相談できたりするので、自分なりの連携の仕方を考えていると、連携をとっていける方向を話されていた。今の職場は、在宅看護と在宅介護が一緒になっているので、看護職に何でも相談しやすいが、別々の事業所であるならば、コミュニケーションが取りにくいと思うと話される。

医療的な事は看護師さんが専門にしているので、報告、連絡、相談することが必要であるが、ヘルパーは、何を、どういったいいのかわからなかったりして、それがなかなかできないことが多いと話される。

介護職が医療的ケアをするには、看護職と一緒にについて教えて頂きながらでないと、怖くてできない。在宅では、それができないから介護職が実施するのは、難しいと思う。経験を積むことができないので安心してできるようになっていかない、と連携の困難さを話された。その他に、ヘルパーには、部会やヘルパー協議会など会議の場が少ないことに加え、出席するヘルパーも少ないことが語られた。会議には管理者など上層部が参加する体制であること、さらに市町村によって会議の体制が違うなど、体制に対する連携の困難さの課題も明らかにされた。

①についての看護職の意見をまとめたところ、〈多職種を理解する〉〈知識不足〉〈根拠を知る〉〈情報提供〉〈看護職が判断する〉の5つのカテゴリーが抽出された（表2）。

【看護職の意見】

医療的ケアに関しては、看護職が実施しており、ヘルパーは異常があれば、適切な情報を提供してもらうようにしている。ヘルパーの役割は、看護職が苦手な利用者の生活を見ているので、利用者の状態で、いつもと何か違うなどの変化や、家族の話からの情報を提供してほしいと話されていた。

在宅ケアは、看護職だけではできない、同等で働いているという意識はある。それぞれの役割が違うので、役割を理解することが必要である。それには、介護保険や制度など法律の理解も必要である。また、研修にも参加し、常に知識や技術を向上し、なぜこれをしているのかを、自分で考える習慣をつける癖をつけていかないといけない。わかってやっている先輩のことを、根拠も知らないで、まねだけしていると間違いが起こることを知っておくことが必要であると、連携の困難さとその対策を話されていた。看護職は、介護職が報告しやすいよう、看護職から話しかけて壁を作らないように心がけていると、看護職の歩み寄りも話されていた。

②「多職種連携が円滑にできるようになるために介護学生が学んでおかないといけないことは何か」では、介護職の意見として、〈コミュニケーション能力〉〈顔見知りをつくる〉〈リーダー力〉〈知識、技術を向上させる〉の4つのカテゴリーが抽出された（表3）。

表 2. 医療的ケアにおいて看護職、介護職の連携・協働の実施についての困難さは何かの看護職の意見

カテゴリー	サブカテゴリー	下位カテゴリー
多職種を理解する	多職種の役割を知る	・いろいろな視点からみて、利用者をとらえられていないといけない、このことに関してはこの人に相談したらいいのかなと分かるためにそれぞれの職種を知っていなければならない ・専門職が参加する研修に参加者が少ない
知識不足	医療的ケアの範囲がわからない	・医療的ケアは看護職がしている ・医療的ケアの喀痰吸引と経管栄養をヘルパーは混乱している ・医療的ケアの範囲がわからない ・介護保険とか法律を知る事 ・在宅は、一人で行くので医療的ケアに関してはヘルパーの学ぶ機会は少ない
根拠を知る	疑問を持つ	・なぜこれをしているのか、看護職がしていても常に疑問を持って、自分で考える癖をつけていかないといけない ・わかってやっている先輩の事を、知らないでまねをしていると間違いが起こる ・いつものやり方に流されやすい
情報提供	情報共有方法	・医療的な事は、看護職が判断するので情報をしてほしい ・一人で任せられない人は、看護職と一緒に入っている ・在宅では、一人で判断することが多いので情報提供が重要 ・病気の特性などで気を付けることは情報提供する ・日常生活の何気ない話の中に譲歩がたくさんあるということを知ってほしい ・看護職は生活を見ることが苦手 ・在宅は生活が成り立つようにすることが重要 ・家族の意見を尊重することも大切 ・早期発見するための情報共有のツールが必要
看護職が判断する	やり方の違いがある	・ヘルパーステーションによってそれぞれやり方が違う ・施設のやり方がある在宅ケアをして初めてわかるのでそこで判断してもらう ・施設と在宅の判断の仕方が違う

表 3. 多職種連携が円滑にできるようになるために介護学生が学んでおかないといけないことは何かの介護職の意見

カテゴリー	サブカテゴリー	下位カテゴリー
コミュニケーション能力	介護職の声をかける力をつける	・誰にでも声をかける力 ・コミュニケーション能力が豊かな人のまねをする ・質問の仕方、聞き方 ・看護職は相談する力があるが、介護職は弱い
顔見知りをつくる	ボランティア活動をする	・ボランティア活動を通し、一人でも知っている人をつくっておくとい
リーダー力	まとめる力、指導できる力をつける	・引っ張っていく人が必要
知識、技術を向上させる	学ぶ姿勢	・スキルアップ、知識向上のための研修会に参加が必要 ・事例検討などで力をつける ・赤い職員が参加しやすい研修システムにする ・学び続けることが大切

【介護職の意見】

学生の時にボランティア活動やキャンプなどに行っておけば、一人でも知り合いを増やすことができる。今のメンバーとの交流や高校時代の仲間と飲み会に行き、一人でも多くの知り合いをつくっておくと就職した時に、仕事でその知り合いに会うと話しやすくなったり、知り合いがいることで安心したりして連携がとりやすくなる。学生の時に自分では行っていなかったので、行っておけばよかったと思ったと話されていた。学生時代に他の人とコミュニケーションをうまくとれるようにしておくことである。また、リーダー資質を付けておくと連携がとりやすい。介護職になってからも学び続けていくことが大切なので、学生時代から学び続けられる姿勢を作っておくとよいと話されていた。

②についての看護職の意見は、〈臨機応変に対応する力〉〈質問の仕方、聞く力〉〈ボランティア活動をする〉の3つのカテゴリーが抽出された（表4）。

表4. 多職種連携が円滑にできるようになるために介護学生が学んでおかないといけないことは何かの看護職の意見

カテゴリー	サブカテゴリー	下位カテゴリー
臨機応変に対応する力	柔軟に考える力をつける	・柔軟に考える力 ・臨機応変に対応する力 ・職場以外のことも考えられる力
質問の仕方、聞く力	声をかける力	・声に出し、違いを伝えられる力がある ・利用者が生活の中での訴え（祭りに行きたいなど）を伝えられるようにする ・スキルアップをする
ボランティア活動をする	地域活動への参加	・地域で生活することがわかっていないので、学生のうちに地域のことを学んでおく ・地域の行事ごとに参加する ・ボランティア活動を通じて一人でも知り合いをつくっておく ・学生のうちのいろいろな経験を積んでおく

【看護職の意見】

看護職と介護職が連携、協働して医療的ケアは実施されるが、命に係わる間違いなども起こりやすいことから、質問できる関係性をつくれる能力が必要である。学生は、在宅の利用者の生活が見えないことが多いし、地域のことがわからないので、地域のことを学んでおくこと。地域の行事ごとに参加して学ぶとよい。学生が実習に来た時には、雑談で話しやすい環境をつくり、いろいろなことを聞いていくが、学生は在宅の仕事がわかっていないことがあるので、学生のうちに経験を積んでおくことが必要である。また、金銭感覚をつけておくことも必要である。ティッシュペーパー一つでもお金がかかるし、トイレトペーパーの使い過ぎも気を付けないといけないので、学生のうちから、お金がいくらかかるかなど知っておくとよい。

在宅は一人で行くので、利用者の状態に、おかしいなという視点を持つことが大切で、

「おかしい、いつもと違う」を、そのままにしないで声に出し、違いを伝える力がある。さらに、利用者の生活の中での訴え（祭りに行きたいなど）生活で聞いたことも看護職に伝えることが必要なので、伝える力を付けておくことが大切である。学生のうちから、質問の仕方、聞き方、声をかける力を付けておくことよい。また、色々なことに臨機応変に対応する力や柔軟に考える力を付けておくことよい。なにげないことの中に情報がたくさんあるということに気づくこと、そして専門職として、常に学ぶ姿勢が必要である。

③「現状、足りないと思われる看護、介護の教育内容は何か」については、介護職、看護職の意見をまとめた。相互の意見は、〈医療知識、技術をつける〉〈処置が一緒にできる環境づくり〉〈状況を判断する力〉〈伝える力をつける〉〈多職種の役割の理解〉の学びを深めていくことがあげられた（表5）。

表5. 現状、足りないと思われる看護、介護の教育内容は何か

カテゴリー	サブカテゴリー
医療的知識、技術をつける	・医療知識や技術がないと安全なケアができない ・医療的ケア勉強会 ・知識がないと指示が伝わらないし、話し合いもできない ・研修会や医療的ケアの勉強会に参加すること ・学び続けることが大切
処置が一緒にできる環境づくり	・介護職が一人でできるようにしていく ・医療的な研修は、介護職と一緒に参加できるように看護職から誘う ・看護協会の研修に行くと看護職から介護の力が大きいと言われることで、自身をもって仕事ができるようになる
状況を判断する力	・おかしいなという視点を持つ（変化に気づく） ・変化に気づくために考える力をつける
伝える力をつける	・いつもと違うことをそのままにせずに、声を出して違いを伝える力がある ・生活で聞いたこと、希望も伝える ・リーダーはヘルパーの報告事項をすべて聞くこと ・情報提供にお礼を述べる
多職種の役割の理解	・連携、協働をするためには、多職種の役割を知っておくこと ・自分の役割を理解していること

【介護職の意見】

在宅ケアでのいろいろなクレームに対して、どうしてそのようなクレームがあるのか、問題解決していく力が必要である。ヘルパーから「どうしたらいいかわからない」と相談を受けた時、こうしたらいいと提案しても、本人が答えを出せない時は、自分自身の失敗した経験話を話して考えてもらうようにしていると、介護職のリーダーが話していた。在宅では、医療のことは看護職が行っていることから、ヘルパーは、医療的ケアの指針、枠組みが分かりにくいし、分かっていない。看護職側で、経管栄養、喀痰吸引を教えられる人が少ないので、勉強会が必要である。介護保険や医療的ケアなどの制度、法律を学んでおくことも大切であると話されていた。医療職との研修会には、看護職が誘ってくれる。参加

すると、医療職から、介護職は、看護職には分からない利用者の生活の細かいことも知っているの凄、在宅は、介護の力が大きいと言われ、介護職の仕事を理解して頂いていると、嬉しくなってやる気が出てくる。医療職との研修に介護職は中々参加しにくい、看護職が誘ってくれることで参加しやすくなり、お互いの壁も低くなる。何よりも、自分たちの役割を再認識できる機会にもなるので、医師会主催の研修会などには参加した方が良いと思うと話されていた。

地域には、さまざまな形態のヘルパーステーションがあるが、看護職と介護職が一緒になったヘルパーステーションに努めてからは、学びが大きくやりがいがあると感じている。今までは、お手伝いさんみたいであったが、今は専門職としての学びをしないといけないと日々感じている。看護職から様々なことを教えて頂き、この職場に来てから、専門職として継続して学び続けないといけないと思うと、職場の環境により学ぶ機会や学びの姿勢の変化があることを話されていた。

【看護職の意見】

処置が一緒にできる環境づくりが必要で、介護職が一人でできるようにしていくことが必要である。今よりも一歩踏み出すために研修会に参加することである。看護職は、介護職が分かりやすいように話し方や指導の仕方を考えている。在宅は、1人で判断することが多いので、判断できる力もいる。看護職がやっても常に疑問をもってなぜこれをしているのかを考える力をつけていかないといけない。家族の意見を尊重することも大切なので、判断力に加え聞く力も必要である。

3. 考 察

在宅における喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアは、主として看護職が実施しており、介護職は、褥瘡のガーゼ交換や軟膏を塗るなどを、看護師の指示のもと危険のないように実施されていた。

医療的ケアにおける連携・協働の困難さの意見では、看護職側は、利用者の日常生活を観ている介護職の「いつもと違う、何か変だ」という、少しの変化への気づきを看護職へ報告し、悪化防止に繋げていけることを求めていた。喀痰吸引と経管栄養を介護職が実施する場合は、看護職が実施するための環境を整え、指導を行うことが前提となることから、看護職の負担感が大きい。ゆえに看護職は、医療的ケアを安全に実施するためにも、介護職の報告する力と共に、医療の知識や技術の向上の重要性を強調していた。

介護職側は、介護職の知識や経験の不足から、利用者の状態の変化に気づけなかったり、何か変だと思っても判断に躊躇し、報告が遅れてしまったことなどで、状態が悪化していくことがあることも連携の困難さとなっていた。介護職の知識不足は、看護職との連携を阻む要因であると上村（2010）⁶が報告しているように、今回の調査でも、介護者の知識不

足により自分自身の意見に自信が持てず、看護職と対等な関係性を持つことができないなど、連携しにくい原因が明らかになった。さらに、看護職と介護職の個人の関係性により、報告しにくい、報告できない状況もあった。そのことから、利用者の変化に気づいても、適切な判断なのかと報告をためらったり、苦い経験から報告できない意識が強くなったりと、連携に重要な報告・連絡・相談を躊躇してしまうと語られた。「医師や看護師との関係の悪さがあると、伝えないといけないことも伝えられないでいる場合もある」と報告されているように、如何に看護職との関係を良好に保つかも連携のカギとなる。介護職は、医療的ケア実施は命に係わることであり、責任が重いことから不安感が強く、怖いと感じていた。また、医療知識が乏しいことから看護職にやさしく指導されることを望んでいた。

今回の調査で、リーダーとなるヘルパー（介護職）を位置づけることで、看護職に直接報告・連絡・相談しなくても、まずはリーダーに伝えられるシステムが機能している事が明らかになったことから、介護職のリーダー的な存在を育成し、機能させるシステム作りも重要である。このシステムが機能していないと看護職と介護職の連携が円滑に進まず、介護職の医療的ケアは、いつまでも機能できないのではないかと感じた。

さらに、介護職の医療知識を高めるためにも研修会参加が必要となるが、参加しにくい状況がある中、医師会や看護協会が主催している研修会に、看護職と共に参加できるような環境を整え、一緒に参加できている事業所もある。研修会参加により医療に関する視点と知識が深まり、そこに共通の言語が生まれ、看護職の危機感が理解できるようになることで、学び続けることの大切さを実感できる機会となっていた。

今回、「連携の意識」についてインタビューを始めると、「連携ですか」と返答に困るような場面が見受けられた。このことは、連携・協働ということが日常業務の中で行われているにもかかわらず、意識されていない状況があるのではないかと感じた。連携、協働を円滑にするためには、利用者への看護、介護の目的と内容を明確にし、お互いの役割を理解し、意識することが大切である。そのことが、相互の役割の確認に繋がり、連携強化が図れることになると考える。

看護職は、利用者の生活を見ている介護職の役割の重要性を尊重することで、介護職は自分たちの役割に自信が持て、看護職に安心して報告・連絡・相談できる状況がつけられる。医療的ケア実施には、知識や技術のレベルアップを継続していくことであるが、連携・協働を推進していくためには、相互が理解し合おうとする意識から成り立つのではないかと考える。

上村（2010）⁶は、ケアカンファレンスにより価値観の違う職員が意見を述べ合うことで得られる効果の大切さを報告しているが、在宅ヘルパーは、登録ヘルパーなど雇用体制の違いから、カンファレンスに参加していない状況もある。会議に参加していないことから、「開いているようである」「私の立場でない」⁵と、蚊帳の外のような意見も聞かれた。

看護職と介護職の連携、協働は、相互に知っておくべき事柄を認識し、継続的な教育や

研修システムを構築していくことが重要である。それは、研修に参加することで顔の見える関係が作られることから、いかに顔を合わせる機会を作っていくかを考えていかなければならない。カンファレンスに参加していないヘルパーも、カンファレンスに参加できるような工夫が必要であろう。介護職からは、「研修に参加したことから看護師から介護の力が大きいと言われ、介護の力が必要と思った。看護職の役割と違う生活介護の視点のすごさを褒められることで、自分の役割の確認に繋がり、仕事への自信がついた」との意見もある。介護職は、研修参加を億劫がらずに看護職と一緒に研修に参加することで、看護職との関係の改善にもなり、それが自信に繋がっていくことになる事が示唆された。一方、専門職が集まる研修は、費用も高く、若い人は参加しにくい状況であることから、同じ法人の多職種での合同会議を開催することも必要ではないか。会議では、コミュニケーションの苦手な職員もいることから、初めから難しい話をするのではなく、雑談から始め、徐々に慣れていく工夫が必要である。看護職と介護職の壁を低くした上で、利用者を中心とした意見を深めることが、情報交換の場となり、知識が深まることにもなると考える。

さらに、専門職連携を推進するためには、学生のうちから連携教育を受けコミュニケーション能力や伝える力をつけること、学びを継続し考える力を付けていくことが必要であると考え。学生が、今より一歩上を目指していくことから連携、協働への能力がついていくと考える。それには、学生自身が学びを継続していこうとする専門職としての意識が重要であると考え。

在宅ケアを実施するために、看護学生や介護学生は、地域活動に参加し、学生のうちから地域の人々の生活を理解しておくことも必要である。それは、地域での知り合いが多くなり、利用者理解と共に、様々な人とコミュニケーションがとりやすくなる。小野（2013）⁷は、チェスターバーナードの組織の3要素にコミュニケーションの重要性を挙げている。専門職団体としてのコミュニケーション能力を高めるためにも、学生時代から強化していく教育内容であると考え。

4. 今後の課題

在宅での介護職による医療的ケアは、看護職、介護職の安全なケアを実施できるために組織的な連携システムの確立や、実践で通用する専門職連携能力を育成するための専門職連携教育（IPE）の強化が課題となる。介護職の医療的ケア制度の認識を深め、医療の知識や技術の研修強化と共に、責任の所在の認識も課題となる。特にヘルパーの医療的ケア実施にあたっては、医療の知識や技術のみならず精神的にも大きな負担となることが予測されることから精神的ケアが課題となろう。一方、効果的なIPEを実施するためには、学生のうちから教育を受けることであるが、そのために教員のファシリテーションが重要である。今後、看護や介護を教える教員に対する能力開発支援（FD）が課題となる。

おわりに

調査では、何とか関係を良くしようと、看護職やヘルパーのリーダー（介護職）が、ヘルパーのどんな些細な事にも耳を傾けることに気遣いをみせていた。リーダーからは、職員の話しやすい環境づくりに配慮することで、利用者の安全や安心のケアに繋がっているように感じた。看護職と介護職の関係を悪くして、利用者のケアに悪影響を及ぼさないようにリーダーは苦勞している事も明らかになった。

看護職と介護職が連携するためには、多くの課題が挙げられているが、医療的ニーズの高い利用者の在宅医療の要望が強まる中、介護職が安全に医療的ケアを実施するためには、看護職、介護職の専門職連携（IPW）が益々重要となる。しかし医療的ケアが介護福祉士の業務として追加されたのが2011年からで、現在ホームヘルプケアを担っている介護職の多くは、医療的ケアの制度を理解していない状況があった。今後、介護職の職務の拡大に伴う医療的ケアについての情報提供や、職場教育を実施することで理解を深めていくことが必要である。さらに、安全性が担保された環境が不可欠であることから、職種間の意見を尊重し、専門職連携をすすめるためのリーダーや、ファシリテーションの役割をする人材育成が必要である。多職種と連携を円滑に進めるためには学生のうちから、在宅実習を強化し、患者・利用者のおかれている状況の理解力や判断力を高めること、地域活動に参加し、多職種との連携・協働できるネットワークを広げておくことが、連携能力の強化に繋がっていける事が明らかにされた。そのためにも看護・介護の専門学生の実践力育成に専門職連携教育の推進が重要となる。

引用文献

1. 厚生労働省 地域包括ケアシステムの構築に向けて 社会保障審議会介護保険部会（第46回）平成25年8月28日
2. 専門職種連携：（IPW（Interprofessional work））は、複数の領域の専門職者（住民や当事者も含む）が、それぞれの技術を提供し合い、相互に作用しつつ、共通の目標の達成を患者・利用者と共に目指す協働した活動。保健医療福祉サービスを効果的に提供していくためのアプローチの一つである。
3. 専門職連携教育：（IPE（Interprofessional education））は、専門職連携に必要な能力（コンピテンシー）として各職種の役割の明確化、チーム機能の理解、相互に連携したリーダーシップ、職種間に生じた葛藤解決力を育成する教育であり、複数の領域の専門職者が連携およびケアの質を改善するために、同じ場所でともに学び、お互いから学び合いながら、お互いのことを学ぶことである。
4. 福田洋子、東律子 2018 在宅での医療的ケアにおける看護職、介護職の連携・協働の現状と課題 高田短期大学紀要第37号
5. 厚生労働省 喀痰吸引等の制度について 平成29年10月閲覧、医療的ケア：家族や

看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。医療的な生活援助行為を、医師による治療行為と区別し、介護や教育などの現場で行われている行為。

6. 上村聡子 2010 特別養護老人ホームの看護職と介護職の連携を阻害する要因 甲南女子大学研究紀要大4号 看護学・リハビリテーション学編 pp.145-152
7. 小野伸一 2013 組織経営の古典的著作を読む (I) ～チェスターバーナード『経営者の役割』経済のプリズム No113

参考文献

- ・大村光代 2013 特別養護老人ホームの看取りに求められる介護職に対する看護職の連携能力の因子構造 日本看護研究学会雑誌 Vol.36 No.4 pp. 47-53
- ・二木はま子 2010 特別養護老人ホームにおける介護職との連携・協働を円滑にする看護職の認識と行動 飯田女子短期大学紀要 第27集 pp.41-55
- ・林 信治 2010 介護福祉士の医療的ケアに関する一考察 東海学院大学紀要 第4号 pp.61-68
- ・こうなん介護システム研究所 折野 知恵・鈴木千絵子 介護職員が行う「医療行為」の現状と課題－介護職員のアンケート調査の分析から－
- ・相馬尚美 2015 「医療的ケア」教育に関する課題－実地研修指導者との連携を視野に－ Bulletin Beppu University Junior College, 34
- ・塩澤和人 埼玉県立大学大学院のIPW論から学んだこと 保健医療福祉連携9巻1号 pp.46-47
- ・布田和恵 2016 介護福祉士養成施設学生における不安に関する考察－医療的ケア基本研修を通して－ 介護福祉教育第21巻第2号 pp.20-34
- ・國松秀美 2015 医療・介護現場における看護職と介護職の協働に関する研究の動向 聖泉看護学研究 SeisenJ NursStud Vol.4 pp.77-82

研究論文

「介護等体験」指導に対する学外指導者からの 指導や助言に関する調査研究

藤 重 育 子

1. はじめに

義務教育の教職を目指す学生が受講する「介護等体験」に関しては、養成校においても実習がスムーズに行えるよう学生指導や実習前後におけるサポートを行っている。介護等体験は教育実習への前段階での実習となるため、教育に関する指導のみならず様々な配慮が必要となる。実習先として、社会福祉施設（5日間）および、特別支援学校（2日間）であり、学内外から実習生へ向けられる指導は、今後の教育実習や将来就く教職においても活かされることと思われる。

2. 目 的

小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律「介護等体験特例法」（1997年6月18日法律90号）が議員立法として成立し、義務教育の教員免許状取得にあたって「介護等体験」が必須の要件になり20年が経過した。福伊（2018）によると、介護等体験は専門職を養成する「実習」ではなく「体験」であること述べており、知識や技術やスキルなどの習得を第一の目的としていない「人と出会う体験である」とまとめている。当時の書物において、導入時は批判や戸惑いがあったという報告が多いように見受けられるが、伊藤（2010）では、実施当初に比べれば学生を受け入れる特別支援学校・社会福祉施設側での体制も大学における学生の送り出しの体制も、格段に整ってきたという考察を残している。このことから、施設側の意識も少しずつ変化してきていることがわかる。その後、学生指導の面や学内カリキュラムに関する先行調査研究がいくつか見られるようになってきた。例えば間山（2017）は、科目「介護等体験指導」において提出された学生の体験日誌に記された記述を通して、介護等体験を指導する方法について検討する実践報告を行っている。また山本（2017）では、大学外の体験は学生にとって大学で得た知識についての理解を深めるとともに学生の視野をひろげ、教師として求められる多様な価値観の理解や他者のニーズを感じとる感性が磨かれる貴重な体験であることを指摘している。このように事前事後指導における学生指導や学生の認識変化について先行の研究報告はいくつか目につくが、学外施設において職員の認識や指導における重要視点に関してはあまり見られなかった。そこで今回は、それらの指導のもととなる実習先施設である学外指導者の認識を把握するとともに指導や助言の内容について調査し、それらを学生へ還元することで、「介護等体験」の実習に対する心構えや教育実習に繋がるサポートの一助としたい。

3. 方 法

対象は介護等体験実習担当者として、社会福祉施設 29 施設と特別支援学校 16 施設の計 45 施設へ質問紙調査を依頼し、返信用封筒にて回収した。質問紙内容については、実習担当者の属性と実習に関する 5 つの記述式項目からなる A4 用紙両面で作成した。記述式項目内容に関しては、結果において詳細を記す。

4. 結果と考察

調査依頼をした計 45 施設より実習担当者が複数名の施設は複数の回答結果があり、それぞれ社会福祉施設 23 施設 (79.3%) の 37 名 (男性 18 名、女性 19 名)、特別支援学校 9 施設 (56.3%) の 9 名 (男性 5 名、女性 4 名)、計 46 名から回答が得られた。

(1) 属性

回答者の所属施設による人数の内訳を表 1 に示す。割合としては、社会福祉施設で 30 歳代、特別支援学校で 50 歳代が最も多かった。社会福祉施設の方では複数名からの回答も見られたことから、担当者の年代にあまり偏りがなく、あらゆる年齢の指導者がいることがわかった。

表 1. 各施設における回答者の年齢

年代	社会福祉施設	特別支援学校	全体
20歳代	4 名 (10.8 %)	2 名 (22.22 %)	6 名 (13.0 %)
30歳代	13 名 (35.1 %)	1 名 (11.11 %)	14 名 (30.43 %)
40歳代	10 名 (27.0 %)	1 名 (11.11 %)	11 名 (23.91 %)
50歳代	10 名 (27.0 %)	4 名 (44.44 %)	14 名 (30.43 %)
60歳代	0 名 (0.0 %)	1 名 (11.11 %)	1 名 (2.2 %)
合計	37 名 (100.0 %)	9 名 (100.0 %)	46 名 (100.0 %)

在職年数の内訳を表 2 に示す。どちらの施設においても在職 5 年以下が最も多く、全体では在職 10 年までで 70% 以上の回答者が占めていた。平均在職年数を算出したところ全体では 7.84 年であった。また社会福祉施設では 8.63 年、特別支援学校では 4.25 年と在職年数に開きが見られた。先ほどの年代ともあわせて考えると、回答施設以外でもこれまで様々な経験を積んだ職員が回答されていることが推測できた。

表 2. 各施設における回答者の在職年数

年数	社会福祉施設	特別支援学校	全体
5年以下	17 名 (47.2 %)	6 名 (75.0 %)	23 名 (52.3 %)
6～10年	7 名 (19.4 %)	2 名 (25.0 %)	9 名 (20.5 %)
11～15年	5 名 (13.9 %)	0 名 (0.0 %)	5 名 (11.4 %)
16～20年	5 名 (13.9 %)	0 名 (0.0 %)	5 名 (11.4 %)
21年以上	2 名 (5.6 %)	0 名 (0.0 %)	2 名 (4.5 %)
合計	36 名 (100.0 %)	8 名 (100.0 %)	44 名 (100.0 %)

次に実習担当となる施設における窓口の人数を表3に、職務として介護等体験の専任か兼任かについて表4に示す。社会福祉施設においては複数名の担当者が、特別支援学校においては1名の担当者が最も多かった。平均値を算出すると全体では2.5名という回答であり、社会福祉施設は2.68名、特別支援学校では1.78名と若干ではあるが社会福祉施設の方が実習担当として人数が配置されていることがわかった。いずれも他の実習と兼任で担当していることが多く、福祉士や教員志望のための養成校からの受け入れに対して同じ担当者が割り当てられていた。

表3. 各施設における実習担当人数

人数	社会福祉施設	特別支援学校	全体
1名	10名 (27.0 %)	4名 (44.4 %)	14名 (30.4 %)
2名	6名 (16.2 %)	3名 (33.3 %)	9名 (19.6 %)
3名	13名 (35.1 %)	2名 (22.2 %)	15名 (32.6 %)
4名	5名 (13.5 %)	0名 (0.0 %)	5名 (10.9 %)
6名	3名 (8.1 %)	0名 (0.0 %)	3名 (6.5 %)
合計	37名 (100.0 %)	9名 (100.0 %)	46名 (100.0 %)

表4. 各施設における実習担当者の職務

年代	社会福祉施設	特別支援学校	全体
介護等体験のみ	9名 (25.0 %)	2名 (22.2 %)	11名 (24.4 %)
他の実習担当と兼任	27名 (75.0 %)	7名 (77.8 %)	34名 (75.6 %)
合計	36名 (100.0 %)	9名 (100.0 %)	45名 (100.0 %)

介護等体験における事前オリエンテーションの有無について、全体として91.3%が「ある」と回答しており、社会福祉施設では35名(95.0%)が、特別支援学校では7名(77.8%)が事前オリエンテーションを実施していた。オリエンテーションの平均時間として、社会福祉施設では0.75時間、特別支援学校では0.90時間、全体では0.77時間が設定されており、わずかながら特別支援学校における事前オリエンテーションの方が長かった。いずれにしても約1時間ではあるが多くの学生は介護等体験に向けての説明を受け、事前に準備や質問をする時間があることや配慮や支援方法に関して学びを得ていることが推測できた。

以上の結果から、介護等体験実施に関して施設側の担当人員や事前準備時間が充たされていることが明らかとなった。特色として、社会福祉施設では在職年数の長い職員が実習窓口として担当していることやその担当も複数名で行っていることがわかり、特別支援学校では事前オリエンテーションに時間をかけていることがわかった。

(2) 「介護等体験」実習中や事前事後における指導に関する自由記述回答から

質問紙調査において「介護等体験中に押さえておくべき点」、「大学における事前事後指導において押さえておくべき点」についてたずね、自由記述での回答を求めた。時期に関

しても、施設種別に関しても共通項として記述されていた内容は、「マナーを守る、礼節を保つ」、「相手の立場になって考える、行動する」、「コミュニケーション（の方法を習得する）」、「施設、人、支援者のことを知る」、「教職課程で組まれている意味を考える」、「将来にどう活かされるか、課題の発見」、「守秘義務の厳守」の7項目であった。次に、施設種別による回答の相違点について、複数の記述が見られた回答からまとめる。

1) 「介護等体験中に押さえておくべき点」についての記述

「介護等体験中に押さえておくべき点」についての記述について、社会福祉施設の実習担当者からは「職員の仕事について」、「介護現場の楽しさ、温かい雰囲気」、「当事者の家族の思い」、「できることは利用者にしてもらう」等といった福祉サービスの理解や内容に沿う内容である一方で、特別支援学校の実習担当者からは、「介護ではなく『教育』の場」、「支援の方法」、「障害の特性」等といった子どもの障害、支援や教育に重きを置いた内容が多かった。社会福祉施設においては、利用者の年齢や施設利用理由もさまざまであり、援助を受けながら自分らしい生活を送ったり、将来設計を立てたりするケースが多いが、特別支援学校の場合は、学習や生活上の困難を克服し自立が図られることを目的としており、障害児が個々の支援を受けながらいかに学習や生活のスキルをあげられるかが課題となる。そうした面でも両施設の特徴が出ているといえるだろう。

2) 「大学における事前事後指導において押さえておくべき点」についての記述

「大学における事前事後指導において押さえておくべき点」についての記述について、社会福祉施設の実習担当者からは「『指示』ではなく『支援』の場であること」、「事前準備、実習先を調べておくこと」、「自己紹介や挨拶は自ら進んで行うこと」、「体験目標を立てられること」等があげられていた。特別支援学校の実習担当者からは、「障害特性を知る」、「予備知識をつけておく」、「自分のクラスにそういう生徒がいた場合、どのような配慮をすればいいのか、具体例を考える」という内容が記述から見られた。いずれにおいても、コミュニケーションに繋がる内容であり、学生自身の学習の度合いや知っている情報によっても支援の方法は異なるであろう。いかに体験現場において積極的に関わることや情報を得ることが大切であるということが考えられる。また社会福祉施設からの回答に「階段を利用すること」という記述がみられ、こうした内容に限らないが、エレベーターの利用やスマートフォンの使用等、便利な世の中になればなるほど、支援者のマナーや態度、姿勢等も振り返る必要があるだろう。いずれにおいても、実習中だけでなく事前事後においての学びを深めることで、介護等体験における数日間しかない実習の充実度が変わり、その後の教育実習へよい影響があるともいえる。

(3) 「介護等体験に必要な力」についての自由記述から

「介護等体験に必要な力」として、「〇〇力」と続くように記述回答を求めた。回答欄は10個設け、そのうち記述がある内容の平均値は5.31個であった。施設種別に関係なく共通項として、「想像力」、「集中力」、「行動力」、「『きく』力」の回答が多く、最も多かった語

句として、「コミュニケーション力」、「観察力」であった。教育実習と異なり教育的要素が少ないことに加え、初めての学外への実習ということもあり、コミュニケーションを取ったり観察したりする内容を施設側も期待していることがわかった。

表 5-1 には社会福祉施設の実習担当者（平均 5.41 個）から、表 5-2 には特別支援学校の実習担当者（平均 4.88 個）からの回答をまとめた。共通点として、コミュニケーションやきくことについて、記述数の降順では上位の回答であった。相違点としては、少数からの回答ではあるが、社会福祉施設の特筆すべき内容として「寄り添う」、「たずねる」、「一緒に、共に」、「しっかり見る」、「探る」等の語句が、特別支援学校の特筆すべき内容として「学ぶ」、「自発的」、「積極性」、「対応を考える」等の語句が挙がっていた。これらは福祉と教育の面で、それぞれ異なる立場からの必要な力として記述された語句であり、特に社会福祉施設では学生が横に並ぶことや向かい合うことが、特別支援学校では学生が前に出ることやその姿勢等の様子がうかがえた。

表 5-1. 社会福祉施設の実習担当者の記述

必要な力（〇〇力）についての回答	度数	必要な力（〇〇力）についての回答	度数
コミュニケーション力(17)、会話力(3)	20	挨拶する力	1
きく（聞く、聴く、訊く）力	11	相手と交わる力	1
観察力	10	当たり前を当たり前でないと考える力	1
行動力	9	敬う力	1
思考力(2)、考える力(5)、考察力(1)	8	笑顔力	1
傾聴力	6	演技力	1
実行力(3)、実践力(3)	6	介護力	1
積極力	6	課題発見力	1
洞察力	6	協力	1
忍耐力	6	計画力（目標・目的をどのように進める）	1
話す力	6	謙虚な力	1
共感力	5	向上心力	1
学ぶ力	5	高齢者を尊重する力	1
理解力	5	自発力	1
気付く力	4	収集力	1
想像力	4	集中力	1
体力	4	柔軟な考えができる力	1
みる（見る、診る、観る）力	4	受容する力	1
精神力	3	瞬発力	1
楽しむ力	3	状況把握力	1
注意力	3	知ろうとする力	1
伝達力	3	遂行力	1
努力	3	接遇力：敬語を使い人とうまく接する力	1
発信力	3	対応力：色々な態度に対して柔和に対応する力	1
判断力	3	楽しもうとする力	1
アセスメント力	2	探求力	1
想う力	2	知識力	1
記憶力	2	適応能力	1
気力	2	なぜだろうと思う力	1
質問力	2	何でも知ろうとする力	1
創造力	2	能力	1
その人に寄り添う力、思いをくみ取る力	2	把握力	1
発想力	2	人を思いやる力	1
表現力	2	やる気	1
待つ力	2	忘れる力	1

表 5-2. 特別支援学校の実習担当者の記述

必要な力（○○力）についての回答	度数	必要な力（○○力）についての回答	度数
観察力	4	応用力	1
コミュニケーション力	3	課題を意識して取り組む力	1
積極的な行動力、積極的に取り組む力	3	考える力	1
自分から学ぼうとする力	2	聴く・尋ねる力	1
素直に学ぼうとする力、素直力	2	工夫する力	1
体力	2	行動力	1
		子どものささいな反応に気づこうとする力	1
		自主的に動く力	1
		児童・生徒を尊重する力	1
		自分の課題を発見力	1
		社会人として自覚する力	1
		集中力	1
		職員に挨拶をする力	1
		想像力	1
		相談力	1
		対人関係能力	1
		挑戦力	1
		適応力	1
		何にでも興味を持つ力	1
		人間力	1
		人の役に立とうとする力	1
		メモ力	1
		連絡力	1

(4) これまでに受け入れた「介護等体験」学生の行動や配慮についての自由記述から

「介護等体験」を受け入れた際の学生の行動や配慮において見られた、良い例と悪い例に関して、自由記述を求めた。なおその際の学生に関しては、本学の学生に限らずこれまで受け入れた全学生を対象とした。

1) 良い行動や配慮の具体的な記述

社会福祉施設においては、「利用者に対して元気な受け入れと見送りができた」、「似顔絵を描いてプレゼントをしてくれて利用者が喜んでいた」、「特技や趣味の披露があった」、「『はい』とはっきり返事ができること」、「体験後のボランティアを希望した」等のより具体的な内容が挙げられていた。特別支援学校においては、「積極的である（質問、行動）」、「明るい」、「謙虚さがある」、「些細な反応に気付くことができる」、「元気よく挨拶ができる」等の人とコミュニケーションを取る際の最も重要な点が挙げられていた。それらの相違点として、社会福祉施設においては利用者の余暇を考えたり、個別ではなく全体的な活動、流れを想定したことが特徴的であった。特別支援学校においては、児童生徒の手本となる教員の姿が予想されるため、このような回答になったことが想像できた。

2) 悪い行動や配慮に欠ける具体的な記述

社会福祉施設においては、「メモを取らないこと」、「確認をとらずに行動する」、「知識がない」、「『うん』と返事をする」、「生活の知識や経験が少ない」、「電源でスマホの充電をする」等が挙げられていた。これらは学生の未知や幼さからくるものもあり、加えて、先述

した「(エレベーターではなく)階段を利用する」ことと同様に、生活の中で面倒なことが少しずつ減り普段から便利な生活に慣れている分、このような場所においても、学生は悪気なく行動している点が見られる。実際に、学内や教室の電源コンセントには普段から学生がスマホの充電をしており、それを「おかしい」という感覚がない学生が多い。そうした便利さからくる生活上の非常識な感覚は、今後指導すべき点であることを反省した。特別支援学校においては、「不適切な服装」、「遅刻、無断欠席」、「子どもの失敗を見て嫌な顔をする」、「観察のみ、関わらない」等が挙げられていた。これらも、先ほどの良い行動や配慮の回答と同様に、児童生徒の手本となるべく行動を望まれるが、手本とは言い難い内容が挙げられており意識の低さがうかがえる。こうした点は、教職を目指す者には当然の内容であるため、今更の指導には含まれていなかった。しかしながら未知であれば、学生がそうした行動を繰り返してしまうことを反省し、細かな点ではあるが、一つひとつ丁寧に指導する必要性を感じた。

5. まとめ

「介護等体験」について学生への指導の一助とするため、実習先施設である社会福祉施設や特別支援学校の実習担当者に認識や指導、助言方法に関する質問紙調査を依頼し、回答を得た。回答には経験豊かな実習担当者も多く存在し、介護等体験の実習担当だけではなく様々な実習指導を兼任している人が多かった。オリエンテーションの時間が設けられていることもわかり、教職を目指す学生が最初に受ける実習であることから、準備態勢が整えられていることが把握できた。また自由記述の回答では、施設による特色が表れていた。社会福祉施設においては、支援をすることや寄り添うことを中心に考えられており、生活の質を上げることや雰囲気作りを大切にしていることが感じ取れた。一方で特別支援学校においては、教育が中心となり支援を考えたり支援者が手本を示したりすることが重要であると認識した。しかしながら双方において重要となるのは、コミュニケーションや相手とどう距離感を保ちながら、その中で支援を考えていくかという点である。山本(2017)によると、自分の理屈や頭で理解しようとするのではなく、しっかりとその子どもを見て、自分の関わりに対する子ども達のちょっとした表情の変化や行動の変化を見ていなければわからないということを指摘しており、彼らとともに行動しその中で「感じとること」が大切であると主張している。このように「感じることは、その場でしか体感できず、また経験として受けていてもそれらを自身の中で消化することは難しい。今後は、事後指導において、心を揺さぶられた体験を言語化したり、感じ取った内容を振り返ったりする等して将来の教職を目指す学生指導にあたりたい。佐藤(2017)によれば、人材育成として、介護等の体験を「みずからの原体験として持つこと」によって、人の心の痛みがわかる、あるいは各人の価値観の相違を認められる心を持った人(=教員)づくりと、体験を教育の場に生かしていくことによって、「人の心の痛みがわかる」、あるいは「各人の価値観の相

違を認められる心を持った」人（＝児童生徒）づくりの2点を挙げており、こうした見通しを持ちながら指導をする重要性を再認識することができた。

職務多忙の中、本調査の回答にご協力くださいました社会福祉施設職員のみなさま、特別支援学校教職員のみなさまに、心から御礼申しあげます。また、本調査結果について高田短期大学介護福祉研究センター第28回定例研究会において報告し、研究員のみなさまより貴重なご指摘やご助言をいただきましたことを感謝申しあげます。

【引用文献】

- 福伊 智（2018）「教員養成カリキュラムにおける体験を通しての学びⅡ－『介護等体験』における体験の省察をめぐって－」比治山大学・比治山大学短期大学部教職課程研究第4巻，pp.150-158
- 伊藤直樹（2010）「教員養成における介護等体験の意味－2006～2008年度介護等体験アンケートの分析から－」明治大学教職課程年報第32巻，pp.41-51
- 間山広朗（2017）「介護等体験」の指導法について－学生の体験日誌の紹介－」神奈川大学心理・教育研究論集第41号，pp.303-307
- 山本智子（2017）「教員をめざす学生が『介護等体験』から得るもの－『大学外の学び』が学生の視点を転換させ『感じとる力』を育てる－」近畿大学教育論叢第29巻第1号，pp.1-12
- 佐藤真澄（2017）「学生が社会福祉施設での介護等体験で『学ぶ』こと」山口学芸研究第8号，pp.89-100

資料紹介

介護福祉士養成課程及び保育士養成課程における 実習の規定について

長谷川恭子・戸川 俊
千草 篤磨

はじめに

厚生労働省の保育士養成課程検討会は2017年5月に、「福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について」をまとめ、福祉系国家資格所有者への保育士養成課程の一部免除などについて検討結果を報告した。これは保健医療福祉の専門人材について、対人支援を行う専門資格を通じた新たな「共通基礎課程」の創設を検討するものであり、2021年度を目処に実施を目指すものである。また、その共通基礎課程創設までの間の当面の措置として、福祉系国家資格所有者への保育士養成課程及び試験科目の一部免除などの運用改善を検討するとしている。

すなわち、検討会では「介護福祉士養成施設卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、『福祉職の基盤に関する科目に該当する科目』の履修の免除を行う」こととしている。具体的な免除科目は、現行の保育士養成課程における「児童家庭福祉」「社会福祉」「相談援助」「社会的養護」「家庭支援論」「社会的養護内容」の必修科目6科目と、選択必修科目の「保育実習指導Ⅲ」「保育実習Ⅲ」である。なお、「保育実習Ⅲ」については介護福祉施設での実習が認められていることから、「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」の履修の免除が行われるとしている。すなわち、保育実習は「保育実習指導Ⅰ」と「保育実習Ⅰ」の履修だけとなる。一方、指定保育士養成施設卒業者に対する介護福祉士養成施設での一部科目免除は既に制度化されている。介護実習に関しては、「介護総合演習」120時間が60時間に、「介護実習」450時間が210時間に時間数が免除されている。

このように、相互に実習時間が一部免除されることになり、両養成施設卒業者にとっては資格を取得しやすくなる。しかし、介護福祉士養成施設と指定保育士養成施設の教員が互いの実習内容について理解し合っているとは言い難い。そこで、現行の両養成課程における介護実習及び保育実習について法令に基づいた具体的内容を改めて確認し、相互理解を深めたい。

1. 介護福祉士養成課程における「介護実習」

(1) 「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」

介護福祉士資格取得に関する実習の規定については、文部科学省・厚生労働省令による平成28年3月31日付の「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」の第5条の十四と十五に

において、以下のように定められている。

第5条 法第40条第2項第一号に規定する学校に係る令第2条に規定する主務省令で定める基準は、次の通りとする。

十四 介護実習は、次に掲げる内容の実習により構成され、介護実習の総時間数に対するロの実習の時間数の割合が3分の1以上であるとともに、次に掲げる実習の区分に応じ、それぞれ次に定める者を実習指導者とする。

(イ) 介護実習を行うのに適当な施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるもの（以下この号、次号及び第9条第1項第十号において「介護実習施設等」という。）であって、その人員の配置について介護保険法（平成9年法律第123号）その他の関係法令に基づく基準を満たすものにおいて行われる実習 介護福祉士の資格を有する物又は介護職員として3年以上の実務経験を有する者

(ロ) 次に掲げる要件に適合する介護実習施設等において行われる実習 介護福祉士の資格を取得した後3年以上の実務経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者

①実習における指導マニュアルを整備するとともに、実習指導者を中核とした実習の指導の体制が確保されるよう、介護実習施設等における介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であること。

②介護サービスの提供のためのマニュアル等が整備され、活用されていること。

③介護サービスの提供の過程に関する諸記録が適切に整備されていること。

④介護実習施設等における介護職員に対する教育、研修等が計画的に実施されていること。

十五 一の介護実習施設等における介護実習について同時に授業を行う学生数は、その指導する実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限とすること。

(2) 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」

厚生労働省社会・援護局長通知による平成20年3月28日付の「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の別添2「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」で「6.生徒に関する事項」「9.実習に関する事項」「9の2医療的ケアに関する事項」を以下のように定めている。

6. 生徒に関する事項

(4) 養成施設指定規則別表第4に基づき編成された各科目の出席時間数が養成指定施設校に定める時間数の3分の2（ただし、介護実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨を明記されていること。

9. 実習に関する事項

(1) 養成施設指定規則第5条第1項第十四号イの実習（以下「介護実習Ⅰ」という。）につ

いては、利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関りを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号口の実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を修得することに重点を置いた内容とすること。

(2) 介護実習については、介護実習施設等において行うものをいうものであること。

(3) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを介護実習施設等として確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるよう配慮すること。

(4) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。

(5) 養成施設指定規則第5条第1項第十四号の口に規定する介護実習Ⅱを行う介護実習施設等の基準のうち、介護職員に占める介護福祉士の割合の基準については、常勤の介護職員のうち介護福祉士の人数が3割以上あれば満たすものであること。

(6) 実習内容、実習指導体制、実習中の安全管理等については、介護実習施設等との間で十分に協議し、確認を行うこと。

(7) 介護実習等における実習計画が、当該介護実習施設等との連携の下に定められていること。

(8) 介護福祉士養成施設において介護実習を担当する教員が、実習期間中に各介護実習施設等を週1回以上巡回して、個々の生徒について実習の課題を把握し、当該介護実習施設等における実習目標の達成状況を踏まえ、目標達成のための具体的な方法について指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、介護実習施設等との十分な連携の下、実習期間中に生徒が介護福祉士養成施設において学習する日を設け、指導を行うこととしても差し支えない。

(9) 実習期間が1日から3日程度の実習にあっては、実習期間前に介護福祉士養成施設と当該実習を受け入れる介護実習施設等の実習指導者との間で情報交換を行い、実習に係る教育の到達目標等を共有している場合には（8）によらなくても差し支えないこと。

(10) 実習の教育評価を上げるため、介護総合演習については、実習前の介護技術の確認や介護実習施設等に係るオリエンテーション、実習後の事例報告会の開催、実習期間中に生徒が介護福祉士養成施設において学習する日の設定等を通じ、実習に必要な知識及び技術、介護過程の展開の能力等について、個々の生徒の学習到達状況に応じた総合的な学習となるよう努めること。

(11) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図ること。

(12) 介護実習における医療的ケアの実地研修の扱いについては、9の2によること。

9の2 医療的ケアに関する事項（介護実習における留意事項）

(3) 実地研修場所としての要件を満たす介護実習施設等で介護実習を行う場合には、医療的ケアの講義及び演習まで修了した生徒に対して、可能な限り実地研修も行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。なお、医療的ケアの見学及び実地研修を行う介護実習施設等は、介護実習Ⅰ・Ⅱのいずれでもよいこと。ただし、実地研修を行う場合には、(3)の要件を満たす必要があること。

(3) 社会福祉士及び介護福祉士養成に係る実習生の受入に関するご協力をお願いについて（依頼）
厚生労働省社会・援護局長通知による平成20年11月11日付の「社会福祉士及び介護福祉士養成に係る実習生の受入に関するご協力をお願いについて（依頼）」の中で参考として介護福祉士養成に係る実習概要を表1のようにまとめている。

2. 保育士養成課程における「保育実習」

－指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について－

保育士資格取得に関する実習については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による平成27年3月31日付の「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の中の別紙2で「保育実習実施基準」を以下のように定めている。

第1 保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

第2 履修の方法

1 保育実習は、次表（表2）の第3欄に掲げる施設につき、同表第2欄に掲げる履修方法により行うものとする。

表 1. 介護福祉士養成に係る実習概要

実習科目名	介護実習	
実習時間数	計 450 時間 (うち 150 時間以上は実習施設・事業等Ⅱで行うこと)	
実習指導者	1 実習施設・事業等Ⅰ 介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験のある者 2 実習施設・事業等Ⅱ 介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、実習指導者講習会を修了した者 ※1、2ともに経過措置あり ● その他、2においては以下の要件も課される。 1 介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上 1 介護サービス提供のためのマニュアルや介護過程に関する諸記録の整備等	
実習施設の範囲	1 高齢者関係施設 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター 1 障害者関係施設 ・障害者支援施設 ・障害福祉サービス事業所等	1 児童関係施設 ・知的障害児施設 ・重症心身障害児施設等 1 その他 ・救護施設等 ※実習施設・事業所Ⅰ、Ⅱ共通
実習指導者講習会の実施主体	・(社) 日本介護福祉士会 ・平成 21 年度以降厚生労働大臣へ届出をしている法人	
実習指導者講習会の時間数	計 25 時間 (7 科目)	
科目名	・介護の基本 ・介護過程の理論と指導方法 ・スーパービジョンの意義と活用及び学生理解 ・実習指導の方法と展開	・実習指導の理論と実際 ・実習指導者に対する期待 ・実習指導における課題への対応

表 2. 保育士養成に係る実習概要

実習種別（第 1 欄）	履修方法（第 2 欄）		実習施設（第 3 欄）
	単位数	施設におけるおおむねの実習日数	
保育実習Ⅰ（必修科目）	4 単位	20 日	(A)
保育実習Ⅱ（選択必修科目）	2	10 日	(B)
保育実習Ⅲ（選択必修科目）	2	10 日	(C)

備考 1 第 3 欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。

(A) … 保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項の小規模保育事業（ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同基準同章第 3 節に規定する小規模保育 B 型に限る）若しくは同条第 12 項の事業所内保育事業であって同法第 34 条の 15 第 1 項の事業及び同法同条第 2 項の認可を受けたもの（以下「小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業」という。）及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(B) … 保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業

(C) … 児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業は除く。）

備考 2 保育実習（必修科目）4 単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業における実習 2 単位及び（A）に掲げる保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業以外の施設における実習 2 単位とする。

備考 3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業又は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 4 節に規定する小規模保育事業 C 型において、家庭的保育者又は補助者として、20 日以上従事している又は過去に従事していたことのある場合にあつては、当該事業に従事している又は過去に従事していたことをもって、保育実習Ⅰ（必修科目）のうち保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業における実習 2 単位、保育実習Ⅱ（選択必修科目）及び保育実習指導Ⅱ（選択必修科目）を履修したものとすることができる。

2 保育実習を行う児童福祉施設等及びその配当単位数は、指定保育士養成施設の所長が定めるものとする。

3 保育実習を行う時期は、原則として、修業年限が2年の指定保育士養成施設については第2学年の期間内とし、修業年限が3年以上の指定保育士養成施設については第3学年以降の期間内とする。

4 実習施設に1回に派遣する実習生の数は、その実習施設の規模、人的組織等の指導能力を考慮して定めるものとし、多人数にわたらないように特に留意するものとする。

5 指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画には、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等が明らかにされなければならないものとする。

6 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

第3 実習施設の選定等

1 指定保育士養成施設の所長は、実習施設の選定に当たっては、実習の効果が指導者の能力に負うところが多いことから、特に施設長、保育士、その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めるものとする。特に、保育所の選定に当たっては、乳児保育、障害児保育及び一時保育等の多様な保育サービスを実施しているところで総合的な実習を行うことが望ましいことから、この点に留意すること。また、居住型の実習施設を希望する実習生に対しては、実習施設の選定に際して、配慮を行うこと。

2 指定保育士養成施設の所長は、児童福祉施設以外の施設を実習施設として選定する場合に当たっては、保育士が実習生の指導を行う施設を選定するものとする。なお、その施設の設備に比較的余裕があること、実習生の交通条件等についても配慮するものとする。

3 指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させることとし、また、実習施設においては、その長及び保育士のうちから実習指導者を定めるものとする。これらの実習指導者は、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の実習指導者が中心となって相互に緊密な連絡をとるように努めるものとする。

4 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に少なくとも1回以上実習施設を訪問して学生を指導すること。なお、これにより難しい場合は、それと同等の体制を確保すること。

5 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。

3. まとめ

介護福祉士養成課程及び保育士養成課程における実習の指定基準について様々な項目から抜粋しまとめた中での共通部分として、実習の目的や修得単位数が挙げられる。目的としては、習得した教科全体の知識、技能・技術を基礎とし、各実習現場の対象者個々を理解したうえで総合的に実践する応用能力を養うことである。介護実習においては、加えて利用者ごとの介護過程を展開し具体的な介護サービスの提供の基本を身につけることも目的としている。

次に両者の違いについて、その特徴を2点挙げる。1点目は実習を行う施設の選定についてである。保育実習施設では保育の指導能力が充実している施設のうちから選定するものとされている。またこの選定については、指定保育士養成施設の所長に一任されている。それと比較し介護実習施設では、介護職員の人数に対する介護福祉士の人数の割合が3割以上であり、実習指導者となる者は介護福祉士を取得し3年以上の実務経験を有する者、かつ実習指導者を養成する講習を受講した者とされており、細かな規定が定められている。

2点目は実習を担当する教員の巡回についての内容である。保育士養成施設の実習指導者（教員）は、実習中に少なくとも1回以上実習施設を訪問し指導することが条件であるのに対し、介護実習担当教員は週1回以上巡回し指導を行うこととされている。今後益々外国人留学生が増える中、介護実習担当教員は巡回指導を強化する必要があると考えられる。

保育実習について、「第2履修の方法備考2」にあるように、幼保連携型認定こども園及び小規模保育施設でも実習が実施可能になり、保育所が少ない地域では実習受け入れ施設の確保がより可能になるといった利点が考えられる。しかし、幼保連携型認定こども園では元の施設が幼稚園である場合の実習のあり方について、元の幼稚園ではなく保育所としての実習を行える体制を整える必要があるだろう。また小規模保育施設の場合であると少人数の乳幼児の受け入れであるため、保育実習Ⅰもしくは保育実習Ⅱのどちらかが小規模保育施設の場合、保育実習Ⅰもしくは保育実習Ⅱのどちらかを通常の保育所で行うなど配慮が必要になるのではないかと考えられる。これらに関しては全国保育士養成協議会が調査を行うことや保育実習ミニマムスタンダードを発行することなどで体制を整えているところである。しかしより良質な実習での学びを得るために、ミニマムスタンダード以上の条件整備をしていく必要があるのではないかと考える。

同様に介護実習において、「口の实習」は実習全体の3分の1以上という短期間で可という規定にはなっているが、こちらもより良質な実習での学びを得るために、「口の实習」の最低時間数を増やすなどの検討が望ましいと考える。

文 献

- ・厚生労働省保育士養成課程検討会 2017 福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について
- ・大豆生田啓友・三谷大紀 2018 最新保育資料集 2018 ミネルヴァ書房
- ・社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会 2018 新訂・社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集 第一法規
- ・全国保育士養成協議会 2017 「平成 28 年度指定保育士養成施設における教育の質の確保と向上に関する調査研究」
- ・全国保育士養成協議会 2018 「平成 29 年度保育実習の効果的な実施方法に関する調査研究」
- ・全国保育士養成協議会 2018 保育実習指導のミニマムスタンダード Ver.2 中央法規

研究ノート

本学介護福祉士養成課程における実習指導の検討 ー本学保育士養成課程の実習指導と比較してー

服部 優子・福田 洋子
中川 千代・武藤 敦士
戸川 俊・長谷川恭子

はじめに

厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門員会は2018年2月に介護福祉士養成課程のカリキュラムの見直しを行い、2021年度までに順次新カリキュラムが導入されることとなった。その中では、介護過程の実践力の向上やチームマネジメント能力の育成が強調され、介護福祉士にはチームリーダーとしての役割が求められるとしている。そして介護福祉士養成カリキュラムの中核となる介護実習においては、教育に含むべき事項として、「介護過程の実践的展開」「多職種協働の実践」「地域における生活支援の実践」が挙げられている。今後、この教育内容の見直しに沿って、本学の介護福祉士養成カリキュラムの改訂を行うことになる。

さて、実習についての介護福祉士養成課程と保育士養成課程の現行の規定の違いについては別稿（長谷川、戸川、千草、2019）で詳述しているが、ここでは本学における両課程の実習指導の具体的特徴を比較検討し、今後の介護実習の教育内容見直しの参考としたい。

I. 両課程の実習指導の現状

本学の介護福祉士養成課程と保育士養成課程の実習指導の現状を以下に述べる。結果は表1にまとめた通りである。

1. 実習の段階と時期、関連科目

介護実習は1年前期の8月に「介護実習Ⅰ」として90時間（10日間）、1年後期の2月～3月に「介護実習Ⅱ」として180時間（20日間）、2年前期の8月～9月に「介護実習Ⅲ」として180時間（20日間）と3つの段階に分けて行われている。カリキュラムの関連科目はそれぞれの実習の時期にあわせ「介護総合演習Ⅰ～Ⅳ」で実習の心構えや目的、目標、計画の立て方、必要書類準備の指導を行っている。

保育実習も3つの段階に分けられている。こちらは1年後期の2月に「保育実習Ⅰ（保育所）」として80時間（10日間）、2年前期の6月に「保育実習Ⅰ（施設）」として90時間（宿泊9日間、通い10日間）、2年後期の11月に「保育実習Ⅱ」として80時間（10日間）で行われている。関連科目は「保育実習指導Ⅰ－(1)」、「保育実習指導Ⅰ－(2)」、「保育実習指導Ⅱ」である。

本学介護福祉士養成課程における実習指導の検討

表 1. 本学の介護福祉士養成課程と保育士養成課程の実習指導の比較

		介護福祉士養成課程		
		介護実習Ⅰ	介護実習Ⅱ	介護実習Ⅲ
実習関連科目 (カリキュラム)		介護総合演習Ⅰ	介護総合演習Ⅱ	介護総合演習Ⅲ、介護総合演習Ⅳ
実習時期・時間 (期間)		1年前期(8月)・90時間(10日間)	1年後期(2～3月)・180時間(20日間)	2年前期(8～9月)・180時間(20日間)
実習施設		デイサービス、グループホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、介護療養型医療施設等	主に介護実習Ⅲで行う施設(介護実習Ⅰの施設も含む)	特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設等
実習の条件	履修科目	介護実習を許可しない条件として、下記の条件を定める。		
		該当しない	履修年度の前期科目が3科目以上「不可」の場合は実習を認めない	履修前年度の後期科目が3科目以上「不可」の場合は実習を認めない
	書類提出	介護総合演習Ⅰ～Ⅲにおいて、担当教員が定めた期日内に個人票、実習自己目標、誓約書、評価票、出席簿等の実習書類が提出できない場合は、実習を認めない		
		介護総合演習Ⅰの書類…6月末	介護総合演習Ⅱの書類…12月末	介護総合演習Ⅲの書類…6月末
各実習の目標		多種多様な介護施設において老いや障害、病をもちながら生活する人の豊かさを知る。 施設行事等に参加しながら人の生活をとらえ直し、介護職者の役割の理解を深める。 1. 高齢者、障害者とのコミュニケーション能力を高める。 2. 挨拶など基本的マナーが理解でき、実践できる。 3. 施設の概要が理解でき、実習生としての学びの姿勢が取れる。	介護実践の場において、利用者の個別のニーズに合わせた介護の必要性がわかり、施設のケアプランに基づいた基本的な生活支援を行うことができる。他職種との連携を通じ、チームの一員としての介護福祉士の役割について知る。 1. 施設のケアプランに基づいた基本的な生活支援を理解でき、支援方法を考えられる。 2. 多職種との連携を通じ、チームの一員としての介護福祉士の役割について理解する。 3. 実践から学び介護計画が立てられるようになる。	利用者の生活ニーズを理解し、介護を展開する能力を養い、利用者に合わせた生活支援技術が提供できる。既習の知識や技術を統合し、自己の介護観を深める。 1. 利用者の生活課題に着目した介護技術の展開ができるよう、助言のもと実践する中で、その能力を身に付け、利用者に合わせた生活支援技術を学ぶ。 2. その人らしい生活の実現に向けた介護計画を展開するなかで自己の介護観を持つようになる。
実習に関する記録物	提出すべき実習書類	実習生個人票、実習自己目標、誓約書、実習前施設訪問記録、実習日誌、カンファレンス記録、レクリエーション企画書、実習報告書、自己評価票、評価票、出席簿、	実習生個人票、実習自己目標、誓約書、実習前施設訪問記録、実習日誌、カンファレンス記録(中間・最終)、レクリエーション企画書、介護過程展開シート一式、実習報告書、自己評価票、評価票、出席簿、	実習生個人票、実習自己目標、誓約書、実習前施設訪問記録、実習日誌、カンファレンス記録(中間・最終)、レクリエーション企画書、介護過程展開シート一式、実習報告書、自己評価票、評価票、出席簿、
	実習日誌の内容 (実習した日数分)	表面…本日の目標、実施項目、本日の目標達成度及び反省(実習中の自分の行動を振り返る、改善点・今後の課題・学ぶべき内容)、実習内容と本日の学び(事実・観察したこと、考えたこと)、明日の目標 裏面…プロセスレコード	表面…本日の目標、実施項目、本日の目標達成度及び反省(実習中の自分の行動を振り返る、改善点・今後の課題・学ぶべき内容)、実習内容と本日の学び(事実・観察したこと、考えたこと、介護過程に関する利用者との試みや進捗状況)、明日の目標 裏面…プロセスレコード	表面…本日の目標、実施項目、本日の目標達成度及び反省(実習中の自分の行動を振り返る、改善点・今後の課題・学ぶべき内容)、実習内容と本日の学び(事実・観察したこと、考えたこと、介護過程に関する利用者との試みや進捗状況)、明日の目標 裏面…プロセスレコード
	介護過程展開シートの内容	なし	【情報収集シート(A3/2種)】:受け持ち利用者についてのICF分類に沿った心身の状況、日常生活活動の状況、参加(豊かさ)、環境因子、個人因子を収集 【介護過程展開方法シート(A3)】:収集した情報を分析し課題を明確化させ、その人に合った目標を設定し介護内容を考案したうえでできるだけ実施につなげる。	【情報収集シート(A3/2種)】:受け持ち利用者についてのICF分類に沿った心身の状況、日常生活活動の状況、参加(豊かさ)、環境因子、個人因子を収集 【介護過程展開方法シート(A3)】:収集した情報を分析し課題を明確化させ、その人に合った目標を設定し介護内容を考案し実施したうえで、結果を評価する。
事前指導の内容		実習Ⅰの施設の概要、法律等、高齢者や障害者を取り巻く状況について学習する。施設見学を実施し、施設長から施設生活者の状況の説明を受ける。施設実習の心構え、実習目標、記録の書き方、プロセスレコードの書き方、各種書類の書き方を学習する。	実習Ⅰの学習を基に、実習Ⅱの施設の概要、法律等、高齢者や障害者を取り巻く状況、施設実習の心構え等、記録の書き方等を再学習する。実習Ⅰの課題を基に実習Ⅱの目標を立案する。個別援助計画の立て方、シートの書き方について学習する。変則勤務、夜間業務について学習する。	実習Ⅰ・Ⅱの学習を基に、実習Ⅲの施設の概要、法律等、高齢者や障害者を取り巻く状況、施設実習の心構え、記録の書き方等を再学習する。実習Ⅰの課題を基に実習Ⅲの目標を立案する。個別援助計画の立て方、シートの書き方について学習する。変則勤務、夜間業務について学習する。
事後指導の内容		実習Ⅰの振り返りをレポート提出し、介護総合演習の授業で、実習の振り返りを発表する。教員から発表内容に対して指導・助言を受ける。施設からの評価結果と自己評価から個別指導を行う。	実習Ⅱの振り返りをレポート提出し、介護総合演習の授業で、実習の振り返りを発表する。教員から発表内容に対して指導・助言を受ける。施設からの評価結果と自己評価から個別指導を行う。	実習Ⅲの振り返りをレポート提出し、介護総合演習の授業で、実習の振り返りを発表する。教員から発表内容に対して指導・助言を受ける。施設からの評価結果と自己評価から個別指導を行う。
訪問指導の内容		健康状態の確認。施設の指導に学生が応えられているかの確認。学生の疑問点や不安に対する助言。施設側の意見要望の聴き取り学生指導に反映させる。介護過程の進捗状況に応じた個別指導及び施設側との連絡調整。カンファレンスの準備・当日の進行の確認。実習日誌の指導。レクリエーション企画の確認。	健康状態の確認。施設の指導に学生が応えられているかの確認。学生の疑問点や不安に対する助言。施設側の意見要望の聴き取り学生指導に反映させる。介護過程の進捗状況に応じた個別指導及び施設側との連絡調整。カンファレンスの準備・当日の進行の確認。実習日誌の指導。レクリエーション企画の確認。	健康状態の確認。施設の指導に学生が応えられているかの確認。学生の疑問点や不安に対する助言。施設側の意見要望の聴き取り学生指導に反映させる。介護過程の進捗状況に応じた個別指導及び施設側との連絡調整。カンファレンスの準備・当日の進行の確認。実習日誌の指導。レクリエーション企画の確認。
評価の方法		介護福祉士養成施設協会編集の評価票による評価+教員による総合評価	実習指導者によるルーブリック評価票検討中+教員による総合評価	実習指導者によるルーブリック評価票による評価+教員による総合評価

保育士養成課程		
保育実習Ⅰ（保育所）	保育実習Ⅰ（施設）	保育実習Ⅱ
保育実習指導Ⅰ－（１）	保育実習指導Ⅰ－（２）	保育実習指導Ⅱ
１年後期（２月）・８０時間（１０日間）	２年前期（６月）・ ９０時間（宿泊９日間、通い１０日間）	２年後期（１１月）・８０時間（１０日間）
公立及び私立の保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センターなどの児童福祉施設や児童相談所の一時保護所、障害者支援施設	公立及び私立の保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園
保育実習を許可しない条件として、下記の条件を定める。 保育士資格に必須の科目が３科目以上不可の場合。		
「実習にあたって」「事前訪問報告書」の提出が、どちらか一方でも期限より遅れた場合は不可となり、実習を認めない		
担当教員より適宜指示		
１ 保育所または施設の機能・保育内容・園生活の流れについて、実践を通して理解する。 ２ 乳幼児と関わる中で一人ひとりを理解し、援助・指導の在り方を体験的に学ぶ。 ３ 保育士の専門性に触れながら保育士の職務内容及び役割、チームワークなどを把握し、体験を通して保育への関心を高める。 ４ 保育士や乳幼児と生活を共にし関わる中で保育技術を習得しながら将来の保育士としての自覚を高める。	１ 施設の概要・機能について実践を通して理解し、社会的養護の実態について学ぶ。 ２ 子ども（利用者）一人ひとりを理解しながら、援助・支援の在り方を体験的に学ぶ。 ３ 施設保育士の専門性に触れながら、職務内容・役割・チームワークなどを把握し、施設養護及び養護内容への関心を高める。 ４ 施設保育士や子ども（利用者）と生活を共にする中で、養護技術を習得しながら将来の保育士としての自覚を高める。	１ 保育実習Ⅰの学びを活かして、保育所保育の基本を理解する ２ 乳幼児が自発的な活動を行うための環境構成及び援助の在り方を学ぶ。 ３ 個性・特徴を理解した上で、計画の立案や活用方法を学び、保育活動を実践する。 ４ 家庭や地域と連携を図りながら、保育に携わる保育所の実態に触れる。 ５ 修得した理論を自ら応用しながら実践することを通して、保育士としての専門性や資質を理解し、自らの保育観・児童観を持つようになる。
実習日誌、指導計画案、実習にあたって、事前訪問報告書、実習生個人票、腸内細菌検査結果、保育実習（保育所）出欠表、誓約書、保育所（園）の概要、オリエンテーション記録、実習終了報告書、保育実習（保育所）評価票	実習日誌、実習にあたって、事前訪問報告書、実習生個人票、腸内細菌検査結果、保育実習（施設）出欠表、誓約書、児童福祉施設等の概要、オリエンテーション記録、実習終了報告書、保育実習（施設）評価票	実習日誌、指導計画案、実習にあたって、事前訪問報告書、実習生個人票、腸内細菌検査結果、保育実習（保育所）出欠表、誓約書、保育所（園）の概要、オリエンテーション記録、実習終了報告書、保育実習（保育所）評価票
１ ページ目…実習実施クラスの組名、年齢、男女の人数、欠席者、指導者名、子どもの姿、本日の活動、ねらい １～３ ページ目…実習実施クラスの１日の流れ（時間、環境構成、子どもの活動、保育者の援助・留意点） ４ ページ目…本日の実習で学んだことあるいは感想など	表面…本日の実習計画・目標、担当グループ、利用者（子ども）の生活・行動とそれに対する保育者の援助・留意点を時系列に記録する 裏面…当日の実習で学んだこと、あるいは感想など	１ ページ目…実習実施クラスの組名、年齢、男女の人数、欠席者、指導者名、子どもの姿、本日の活動、ねらい １～３ ページ目…実習実施クラスの１日の流れ（時間、環境構成、子どもの活動、保育者の援助・留意点） ４ ページ目…本日の実習で学んだことあるいは感想など
なし	なし	なし
保育所での実習に向けての日誌や指導案の書き方、模擬保育を通して子どもの関わり方や保育の仕方について学ぶ	実習における各自の学習内容や課題の明確化と既習内容を実践につなげる方法・必要な手続き等を学ぶ	最後の実習として、これまでの実習での反省や改善を踏まえた指導案の立案、模擬保育を通して実践的保育技術を学ぶ
なし ※保育実習Ⅰ（施設）終了後に統括して行う。	事後指導では保育士を目指す者として実習体験の振り返りから得られた学習課題を明確にする	最後の実習を終えての反省点、自己評価を行い、これまでの実習や学びを通して理想の保育者像を明確にする。
健康状態の確認、保育所での指導を実習生が正しく理解できているかの確認、学生に対しての疑問を行うほか、保育所から大学に対する意見や要望を聴き取り、指導に反映している	健康状態の確認、施設の指導を実習生が正しく理解しているかの確認、学生の疑問などへの回答を行うほか、施設から大学に対する意見や要望を聴き取り、指導に反映している	健康状態の確認、保育所での指導を実習生が正しく理解できているかの確認、学生に対しての疑問を行うほか、保育所から大学に対する意見や要望を聴き取り、指導に反映している
実習園（施設）の実習評価（７０％）、実習日誌・実習終了報告書（３０％）	実習園（施設）の実習評価（７０％）、実習日誌・実習終了報告書（３０％）	実習園（施設）の実習評価（７０％）、実習日誌・実習終了報告書（３０％）

2. 実習実施の条件

本学の介護実習では履修科目において履修年度の前期科目が3科目以上「不可」の場合は「介護実習Ⅱ」、履修前年度の後期科目が3科目以上「不可」の場合は「介護実習Ⅲ」の実施を認めない。「介護実習Ⅰ」については履修科目においての条件は該当しない。また、書類提出においては「介護総合演習Ⅰ～Ⅲ」で担当教員が定めた期日内に個人票、実習自己目標、誓約書、評価票、出席簿等の実習書類が提出できない場合は実習を認めない。これは、「介護実習Ⅰ～Ⅲ」共通である。提出期限については表1参照。

保育実習では履修科目においては保育士資格に必須の科目が3科目以上「不可」の場合、実習を認めない。書類提出においては「実習にあたって」「事前訪問報告書」の提出が、どちらか一方でも期限より遅れた場合は「不可」となり、実習を認めない。提出期限については担当教員より適宜指示される。

3. 各実習の目標

「介護実習Ⅰ」の目標は、多種多様な介護施設において老いや障害、病を持ちながら生活する人の豊かさを知ること。施設行事等に参加しながら人の生活をとらえ直し、介護福祉士の役割の理解を深めることである。具体的には、①高齢者、障害者とのコミュニケーション能力を高める。②挨拶など基本的マナーが理解でき、実践できる。③施設の概要が理解でき、実習生としての学びの姿勢が取れる。以上を目標としている。

「介護実習Ⅱ」の目標は、介護実践の場において、利用者の個別のニーズに合わせた介護の必要性がわかり、施設のケアプランに基づいた基本的生活支援を行うことができること。他職種との連携を通じ、チームの一員としての介護福祉士の役割について知ることである。具体的には、①施設のケアプランに基づいた基本的生活支援を理解でき、支援方法を考えられる。②他職種との連携を通じ、チームの一員としての介護福祉士の役割について理解する。③実践から学び介護計画が立てられるようになる。以上を目標としている。

「介護実習Ⅲ」の目標は、利用者の生活ニーズを理解し、介護過程を展開する能力を養い、利用者に合わせた生活支援技術が提供できること。既習の知識や技術を統合し、自己の介護観を深めることである。具体的には、①利用者の生活課題に着目した介護技術の展開ができるよう、助言のもと実践する中でその能力を身につけ、利用者に合わせた生活支援技術を学ぶ。②その人らしい生活の実現に向けた介護計画を展開する中で自己の介護観を持つようになる。以上を目標としている。

「保育実習Ⅰ（保育所）」の目標は次の通りである。①保育所または施設の機能・保育内容・園生活の流れについて、実践を通して理解する。②乳幼児と関わる中で一人ひとりを理解し、援助・指導の在り方を体験的に学ぶ。③保育士の専門性に触れながら保育士の職務内容及び役割、チームワークなどを把握し、体験を通して保育への関心を高める。④保育士や乳幼児と生活を共にし、関わる中で保育技術を習得しながら将来の保育士としての

自覚を高める。以上を目標としている。

「保育実習Ⅰ（施設）」の目標は、①施設の概要・機能について実践を通して理解し、社会的養護の実践について学ぶ。②子ども（利用者）一人ひとりを理解しながら、援助・支援の在り方を体験的に学ぶ。③施設保育士の専門性に触れながら、職務内容・役割・チームワークなどを把握し、施設養護及び養護内容への関心を高める。④施設保育士や子ども（利用者）と生活を共にする中で、養護技術を習得しながら将来の保育士としての自覚を高める。以上を目標としている。

「保育実習Ⅱ」の目標は次の通りである。① 保育実習Ⅰの学びを活かして、保育所保育の基本を理解する。② 乳幼児が自発的な活動を行うための環境構成及び援助の在り方を学ぶ。③ 個性・特徴を理解した上で、計画の立案や活用方法を学び、保育活動を実践する。④ 家庭や地域と連携を図りながら、保育に携わる保育所の実態に触れる。⑤ 習得した理論を自ら応用しながら実践することを通して、保育士としての専門性や資質を理解し、自らの保育観・児童観を持つようになる。以上を目標としている。

4. 実習に関する記録物

(1) 提出すべき実習書類

「介護実習Ⅰ～Ⅲ」では共通して実習生個人票、実習自己目標、誓約書、実習前施設訪問記録、実習日誌、カンファレンス記録、レクリエーション企画書、実習報告書、自己評価票、評価票、出席簿を提出する。「介護実習Ⅱ、Ⅲ」ではこれに介護過程展開シート一式が追加される。

「保育実習Ⅰ、Ⅱ」では共通して、実習日誌、指導計画案、実習にあたって、事前訪問報告書、実習生個人票、腸内細菌検査結果、保育実習出欠表、誓約書、保育所（園）の概要、オリエンテーション記録、実習終了報告書、保育実習評価票を提出する。

(2) 実習日誌の内容（実習した日数分）

「介護実習Ⅰ～Ⅲ」の共通内容は、本日の目標、実施項目、本日の目標達成度及び反省（実習中の自分の行動を振り返る、改善点・今後の課題・学ぶべき内容）、実習内容と本日の学び（事実・観察したこと、考えたこと）、明日の目標、プロセスレコードである。「介護実習Ⅱ、Ⅲ」に追加される内容は、介護過程に関する利用者との試みや進捗状況である。

「保育実習Ⅰ（保育所）」と「保育実習Ⅱ」の共通内容は、実習実施クラスの組名、年齢、男女の人数、欠席者、指導者名、子どもの姿、本日の活動、ねらい、実習実施クラスの1日の流れ（時間、環境構成、子どもの活動、保育者の援助・留意点）、本日の実習で学んだことあるいは感想などである。

「保育実習Ⅰ（施設）」の内容は、本日の実習計画・目標、担当グループ、利用者（子ども）の生活・行動とそれに対する保育者の援助・留意点を時系列に記録、当日の実習で学んだこと、あるいは感想などである。

(3) 介護過程展開シートの内容（「介護実習Ⅱ、Ⅲ」のみ）

「介護実習Ⅱ」では、情報収集シートを用いて受け持ち利用者についての ICF 分類に沿った心身の状況、日常生活活動の状況、参加（豊かさ）、環境因子、個人因子を収集する。その後介護過程展開方法シートを用いて収集した情報を分析し課題を明確化させ、その人に合った目標を設定し介護内容を考案したうえでできるだけ実施につなげる。「介護実習Ⅲ」では、情報収集シートを用いた情報収集は実習Ⅱと同じであるが、その後介護過程展開方法シートを用いて収集した情報を分析し課題を明確化させ、その人に合った目標を設定し介護内容を考案し実施したうえ、結果を評価する。

5. 事前指導の内容

介護実習では、「介護実習Ⅰ」で対象施設の概要、法律等、高齢者や障害者を取り巻く状況について学習する。施設見学を実施し、施設長から施設生活者の状況の説明を受ける。施設実習の心構え、実習目標、記録の書き方、プロセスレコードの書き方、各種書類の書き方を学習する。

「介護実習Ⅱ、Ⅲ」では前段階での実習での学習をもとに対象施設の概要、法律等、高齢者や障害者を取り巻く状況、施設実習の心構え等、記録の書き方等を再学習する。前回の実習での課題をもとに今回の目標を立案する。個別援助計画の立て方、シートの書き方について学習する。変則勤務、夜間業務についても学習する。

「保育実習Ⅰ（保育所）」では、保育所での実習に向けての日誌や指導案の書き方、模擬保育を通して子どもの関わり方や保育の仕方について学ぶ。その後の「保育実習Ⅰ（施設）」では実習における各自の学習内容や課題の明確化と既習内容を実践につなげる方法・必要な手続き等を学び、「保育実習Ⅱ」で最後の実習として、これまでの実習での反省や改善を踏まえた指導案の立案、模擬保育を通して実践的保育技術を学ぶ。

6. 訪問指導の内容

実習中教員は施設を巡回し施設との連携と学生の指導にあたる。「介護実習Ⅰ～Ⅲ」共通で週1回以上の巡回を行い、学生の健康状態の確認、施設の指導に学生が応えられているかの確認、学生の疑問点や不安に対する助言を行っている。施設側の意見要望も聴き取り学生指導に反映させている。カンファレンスの準備・当日の進行の確認、実習日誌の指導、レクリエーション企画の確認も行っている。「介護実習Ⅱ、Ⅲ」では、これに介護過程の進捗状況に応じた個別指導及び施設側との連絡調整が加わる。

「保育実習Ⅰ、Ⅱ」では共通して期間中1回以上巡回し、健康状態の確認、施設の指導を実習生が正しく理解しているかの確認、学生の疑問などへの回答を行うほか、施設から大学に対する意見や要望を聴き取り指導に反映している。

7. 事後指導の内容

「介護実習Ⅰ～Ⅲ」共通に、実習終了後学生は実習での振り返りをレポート提出し、「介護総合演習」の授業で発表する。教員から発表内容に対して指導・助言を受ける。その後施設からの評価結果と自己評価から個別指導を行っている。

「保育実習Ⅰ」の事後指導は保育所と施設の実習が全て終了した後に、統括して行っている。保育士を目指す者として実習体験の振り返りから得られた学習課題を明確にする事を目的としている。「保育実習Ⅱ」では最後の実習を終えての反省点、自己評価を行い、これまでの実習や学びを通して理想の保育者像を明確にしている。

8. 評価の方法

「介護実習Ⅰ」では介護福祉士養成施設協会編集の評価票による評価及び教員による総合評価を行っている。「介護実習Ⅱ、Ⅲ」では実習指導者によるループリック評価票を検討中である。施設からの評価の根拠をより具体的に可視化させた状態で教員による総合評価を行う予定である。

「保育実習Ⅰ、Ⅱ」では実習園（施設）の実習評価（70%）、実習日誌・実習終了報告書（30%）によって判断している。

Ⅱ. 本学の介護実習指導の特徴

本学の介護福祉士養成課程においては、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」定める「イの実習」と「ロの実習」について、次のように分けて実施している。すなわち、「介護実習Ⅰ」は「イの実習」、「介護実習Ⅱ」は主に「ロの実習」、「介護実習Ⅲ」は「ロの実習」を行っている。各実習の特徴は以下の通りである。

1. 「介護実習Ⅰ」

「介護実習Ⅰ」の主な実習施設はデイサービス、グループホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、介護療養型医療施設等である。

事前実習指導においては、実習期間前に担当教員が学生の資料を持参し指導者と面談、実習の事前打ち合わせを行う。教員の訪問後、学生が実習前訪問を行い指導者からのオリエンテーションを受け、事前学習や意識付けを行う。また「介護総合演習Ⅰ」では施設見学を実施し、他科目外で施設関係者による事前説明会を開いて実習へのイメージ作りと意識付けを行っている。

実習では施設の「日勤」の時間帯で利用者の生活環境や日常生活を観察しながらコミュニケーションをとり、介護福祉士及び指導者と共に行動し日常生活援助技術の提供方法を学ぶ。季節の行事やレクリエーション企画等にも参加し、進行の工夫や利用者の普段とは違った様子も学んでいる。実習最終週にカンファレンスを設定し、施設側出席者（施設長、管理者、実習指導者、介護主任、フロアリーダーなど）、担当教員、学生が集まり学生主体

で実習の振り返りを行う。

実習終了後の出校日に提出物の確認整理作業とお礼状作成を行う。また、後日学内で施設の実習指導者、教員で実習反省会を行っている。本学からは実習前の指導内容、学生の実習前、実習後の変化、実習振り返りによる学生の困りごと、実習評価について発表、施設からは実習中の学生の様子、実習日誌記録内容や提出状況、遅刻、欠席、体調管理についての報告や気づきを述べ、情報の共有と連携をとっている。

2. 「介護実習Ⅱ」

「介護実習Ⅱ」の主な実習施設は特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設、デイサービス（1～2日）等で行われる。

「介護実習Ⅱ」の時点から受け持ち利用者を選定し、ICF 分類に沿った心身の状況、日常生活活動の状況、参加（豊かさ）、環境因子、個人因子を収集し、その情報を分析し課題を明確化させ、その人に合った目標を設定し介護内容を考案した上、できるだけ実施につなげるよう取り組ませている。入居型施設での実習のため、可能な範囲内で変則勤務や夜勤業務の体験ができるよう実習時間を設定してもらっている。「介護実習Ⅲ」での学びがより深まり利用者との関わりが充実したものにできるよう、「介護実習Ⅱ」であえて介護計画を立案するだけでなく実施・評価できるところまで体験させている。また、出校日を実習時間外で実習中間日頃に設定し、介護過程の進捗状況に応じた個別指導やグループでの意見交換等を行っている。

カンファレンスは実習施設を会場に実習中間時点と最終週の2回行い、施設側出席者（施設長、管理者、実習指導者、介護主任、フロアリーダーなど）、担当教員、学生が集まり学生主体で実習の振り返りを行う。

3. 「介護実習Ⅲ」

「介護実習Ⅲ」の主な実習施設は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、重症心身障害児・者施設である。

実習の具体的内容としては、以下のことが挙げられる。①事前訪問または初日にオリエンテーションを受ける。②「日勤」の時間帯で実習を展開するが、施設の受け入れが可能であれば「時差勤務」や「夜勤」実習を行う。③夜勤実習ができない場合は、指導者に利用者の夜間援助の説明を受ける。④利用者1名を受け持ち、介護計画の立案、実施、評価をする。⑤技術の提供においては、安全・安楽に配慮し計画性をもって実施する。⑥チームカンファレンス（ケースカンファレンス）に参加する。指導者と共にカンファレンスに参加し、利用者のケアプランが作成・評価される過程を見学する。⑦指導者の支援のもと、1回以上、行事の企画運営を実施する。⑧他職種（生活指導員・栄養士・医師・看護師・PT・OT・ケアマネージャーなど）の活動の見学、または役割についての説明を受ける。⑨居宅介護サービスに参加する。⑩教員は学生の学習状況に合わせ思考整理の時間設定を行

い、効果的な学習を促す。⑪中間カンファレンスや最終週に最終カンファレンスを開催し、グループ間での学びを共有化することなどである。

提出書類の様式は、三重県介護福祉士養成施設協議会が、作成している実習ノートの様式を基に本学で加筆・修正を加えたものを使用している。評価票においては、平成30年度よりルーブリック評価票を採用し、学生の学びの可視化を図った。実習提出書類は、実習終了後に教員が確認し実習施設にお礼の手紙とともに提出する。

介護実習は、実習施設と介護福祉士養成施設が実習生の自主性・主体性を尊重しつつ、実習開始前から実習終了後をととして実習に必要な情報の共有を図るために、密接な連携が必要となる。相互の情報の共有等により、本学にとっては実習における実践と実習前後の教育を連動させることができ、より質の高い教育を行うことが可能となる。

III. 本学の保育実習指導の特徴

本学子ども学科では保育士資格取得希望者に対し、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長付け「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（一部改正 雇児発 0331 第29号 平成27年3月31日）に基づき、保育実習指導及び保育実習を実施している。なお、本学において児童福祉施設等保育所以外の施設で実習を行う「保育実習Ⅲ」は、カリキュラム上設置しているが、現在は運用上閉講としている。また、1年生の5月に全員が高田保育園と高田幼稚園に各々半日ずつ見学に訪れ、保育の様子を直接学ぶ機会を授業とは別に設けている。各実習の特徴は以下のとおりである。

1. 「保育実習Ⅰ（保育所）」

本学の「保育実習Ⅰ」は、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」にあるように、保育所と居住型児童福祉施設等及び障害児通所施設等における実習の2種類の実習を行うことで保育実習Ⅰの単位が認められる。本学の保育所での実習は、1年生の2月に実施され、公立及び私立の保育所もしくは幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園で実習を行っている。実習では、「保育所の目的、保育士の職務、乳幼児の発達などを理解することにより、実習の目的や意義」、「実習の心構えや望ましい実習態度」、「実習終了後に、実習を振り返ることにより、実習の成果と今後に向けての課題を認識すること」をねらいとしている。また、実習先の保育所の保育内容、機能、園生活の流れを実践を通じて理解し、補助的な立場で乳幼児と遊びを通じて一人ひとりを理解することを学ぶ科目となっている。さらに乳幼児一人ひとりの発達の実情やその実情に対する保育者の援助や指導の在り方を体験的に学ぶのである。実習の期間としては、おおよそ10日間の実習であるため、観察や参加実習の他に絵本の読み聞かせや短時間の活動を学生が主担当となり行う部分実習を実施する場合もある。その際は、どのような保育を行うのかについて事前に把握できるように「指導案」という企画書を事前に作成し、担当保育者と学生が打ち合わせを行ったうえで実施することとしている。

それらを踏まえ「保育実習Ⅰ（保育所）」の事前指導として、「保育実習指導Ⅰ－(1)」の

科目を設置している。ちなみに、「保育実習指導Ⅰ－(2)」は「保育実習Ⅰ」内に含まれる居住型児童福祉施設等及び障害児通所施設等における実習の事前指導である。「保育実習指導Ⅰ－(1)」では、保育所で実習を行う上での意義や目的、内容を理解し、自己課題を明確化すること、実習における観察・記録・実践の方法及び心構えを理解すること、実習後の統括及び自己評価を通して、新たな課題を明確化することを目標としている。授業内容としては、実際に保育所にあるデイリープログラムをもとに日誌の書き方を学ぶ。そして、部分実習を行う際の指導案の書き方などについてグループワークを通じて理解を深める取り組みを行っている。また、実際に絵本の読み聞かせについての指導案を作成し、学生を子どもと見たて模擬保育を行うことを行っている。

2. 「保育実習Ⅰ（施設）」

本学の「保育実習Ⅰ」のうち居住型児童福祉施設等及び障害児通所施設等における実習は、2年生の6月に乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センターなどの児童福祉施設や児童相談所の一時保護所、障害者支援施設で実施している。実習は施設の役割・機能や当事者の理解を目標に、施設の受け入れ態勢に応じて宿泊型の実習では9日間、通所型の実習では10日間、主に観察実習や部分実習を行っている。

実習先の多くは当事者が入所し生活している場であることから、支援の視点や方法は保育所における保育実習や幼稚園における教育実習とは大きく異なる。各施設の支援対象は施設種別に応じて乳児から高齢化した障害者まで多岐にわたる。学生の多くは保育所保育士や幼稚園教諭を目指して入学してくることから施設に対する理解は浅く、実習の様子を想像しながら事前学習を行うことは困難な状態にある。そこで、各自が実習先の支援対象を的確にとらえ、各施設での実習の準備を十分に行えるように、実習指導が始まる2年前期ではなく、実習担当教員が行う1年生後期の児童福祉関連科目の講義を活用し、早期より図1のような取り組みを行っている。

1年生(後期)

10月上旬 各施設概要説明、各自施設見学等実施
↓
11月下旬 実習希望施設アンケート
↓
12月中旬 実習先配置調整
↓
1月下旬 実習先発表、「実習にあたって」作成指導
↓
1月～3月 各自が自主的に実習先を訪問し、見学や自主的な実習活動を実施する

2年生(前期)

4月(事前指導)
↓ 施設実習の意義、目的
↓ 各種施設の役割、機能、法的根拠
↓ 各種施設の職員配置状況
↓ 施設利用者の現状と課題
↓ 当事者のとらえ方
↓ 実習日誌の記入方法
↓ 実習中の注意事項に関する確認
↓ 事前訪問(5月)
6月 実習実施
↓
6月末(事後指導)
実習の振り返り
質疑応答
各種アンケートの実施

図1. 本学における保育実習Ⅰ（施設）への取組

以上の取り組みにより、施設の役割・機能や当事者に対する学生の理解が進んだだけでなく、実習先の選定における学生の主体性も向上し、実習に対する学生の不安軽減にもつながった。さらに、この取り組みにより施設保育士を志望する学生も増加し、近年では定員の1割程度が児童福祉施設や障害者支援施設に就職している。

3. 「保育実習Ⅱ」

「保育実習Ⅱ」は「保育実習Ⅰ」の単位を取得した後に行う選択必修の科目である。本学の「保育実習Ⅱ」の実施期間は2年生の11月に設定しており、「保育実習Ⅰ（保育所）」と同じくおよそ10日間行われる。なお、前途で触れたように本学では現在「保育実習Ⅲ」は閉講としているため、本学で保育士資格を取得希望の学生であれば「保育実習Ⅱ」は全員が受講する科目である。

本学の「保育実習Ⅱ」は在学中最後の実習として設定されているため、これまで学んできたことを振り返りながら現場で実践する科目として位置づけられている。そのため「保育実習Ⅰ」と比べ、より実践的な取り組みが求められる科目であると考えられる。また実習内容も「保育実習Ⅰ」で行ってきた、観察、参加、部分実習に加え、1日もしくは半日間、担当するクラスの担任の代わりとして行う責任実習を行うことも「保育実習Ⅱ」では含まれてくる。そのため事前指導として設定されている「保育実習指導Ⅱ」では、これまでの実習で感じられた反省や改善を振り返りながら模擬保育を行っている。模擬保育では、保育所で行う保育を想定し、30分間の設定保育を行う指導案の作成を行う。そして各自作成してきた指導案をグループに分かれ、代表の指導案を決め模擬保育の実施を行っている。

IV. まとめ

本学の介護福祉士養成課程と保育士養成課程の実習指導について比較検討を行った。介護実習は450時間、保育実習は250時間と実習時間数に差があるが、両課程ともによりよい実習での学びにつなげるための目標や指導の工夫が盛り込まれていることが再認識できた。

「保育実習Ⅰ（施設）」に関しては、学生が配置される施設の役割や機能に違いがあり、事前の準備学習（実習指導）にかかる期間の工夫や実習先訪問を早期に行うことで、学生の主体性の向上や実習に対する不安の軽減につなげている。この点は今後介護実習においても検討したい。また、実習に関する記録物の比較表からは両課程の実習とも「提出すべき記録物」が日々の実習日誌以外に多岐にわたることが明らかになった。今後、学生の実習効果を高めるために提出書類の内容を精査し、必要な項目を増減させることも検討課題である。保育実習での実習日誌、指導計画案等の内容について介護福祉士養成課程の教員が学ぶことで、介護実習での実習日誌、プロセスレコード、レクリエーション企画書等の内容の充実やスリム化を図ることにつなげたい。また「保育実習Ⅱ」の特徴にある模擬保育

の実施に関しては、実践的な演習を通して学生の学びや気づきを引き出す効果があると考えられる。介護実習の関連科目の中で取り入れることにより、学生に介護現場や利用者との関わりをより具体的にイメージさせることができると期待できる。さらに、保育士養成課程では、1年生の5月に全員が連携している保育園に授業外で見学に行くことを年間行事として設定している。これは、介護福祉士養成課程においても入学後早い時期に連携施設を訪れ、介護のイメージを明確にした上で実習や授業に繋げていけるので、年間行事として明記していきたい。

保育実習にはないが介護実習で行われているカンファレンスをより効果的に行うための検討も必要である。現在は学生主体で進行されているカンファレンスの持ち方について、「介護実習Ⅰ」では教員が司会進行して学生が気づきや学びをしっかり報告し振り返りができるよう導き、指導者の的確な助言が受けられるよう進行の手本を示す方法もひとつである。最後の実習「介護実習Ⅲ」では学生主体で円滑な進行ができるよう、段階的に指導を行いカンファレンスの目的や学ばせたい内容にあったスタイルを創っていくことが求められる。また評価の方法として「介護実習Ⅱ、Ⅲ」ではループリック評価票を使用している。実習指導者による評価を具体的な評価項目から可視化させ、根拠を明確にすることで学生の視点からもどこが課題であるかがわかりやすく、振り返りが明確になることをねらいとしている。留学生を含む本学の学生一人ひとりに対応した指導ツールとして活用できるよう、今後も検討が必要である。これを機会に本学の保育士養成課程の教員、介護福祉士養成課程の教員が情報交換・連携を行い、実習指導や実習のあり方、記録物、施設との連携など双方の良いところを参考にしながら、より良い養成教育を構築していきたい。

おわりに

本学の介護実習は「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」の定める「ロの実習」について「介護実習Ⅱ」でも主に配置していることから、ほとんどの学生が全体の5分の4を「ロの実習」に充てている。今後は三重県内で「ロの実習」にあたる施設の占める割合がどの程度あるのか、三重県内の他の養成施設や他県の養成施設は「ロの実習」を450時間のなかでどう位置づけているのかについても調査したい。実習施設での実習の質を高めるため、どんな施設を選定するのか、カンファレンスの充実（教員側でできる工夫）、各実習指導者の実質的な施設内での職種や実習生との関わり方の濃淡についても詳細を把握し、いずれは本学だけでなく他の養成施設との情報交換、連携にもつなげていきたい。

付 記

本稿執筆に当たり、高田短期大学介護福祉研究センター長の千草篤磨教授に御指導頂きました。記して感謝申し上げます。

文 献

- ・長谷川恭子、戸川 俊、千草篤磨 2019 介護福祉士養成課程及び保育士養成課程における実習の規定について 高田短期大学介護・福祉研究 第5号 33-41
- ・三重県介護福祉士養成施設協議会 2017 三重県版介護実習の手引き 介護実習ノート
- ・大豆生田啓友・三谷大紀 2018 最新保育資料集 ミネルヴァ書房
- ・社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会 2018 新訂・社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集 第一法規
- ・高田短期大学子ども学科 2010 教育・保育・施設実習の心得

研究ノート

障害者問題における連続と不連続の狭間

山 本 啓 介

はじめに

何事にも、例外が有る。

日本の子どもに生まれれば、義務教育は付いて回る。その保護者には、子どもに普通教育を受けさせる義務が有る。子どもには、権利が付いて回る。そして、それにも例外が有った。就学義務の猶予・免除である。1979年の養護学校の義務化まで、それは例外としてではなく、重度障害の児童については、むしろそれが当たり前の様な状態であった。

一般原則の適用を受けないのが例外であり、一般との連続性を断ち切られたのが、例外である。様々ある障害者問題も、連続性を担保されないところから生じるものが多い。

1. 黒檀は例外

「浮石沈木」という言葉がある。「一般大衆の無責任な言論が、道理に反して威力をもつたとえ。水に沈むはずの石を浮かせ、水に浮くはずの木を沈める意から」（三省堂編修所、2013）とのこと。一般大衆の無責任な言論という部分については、書き換えを要求したいところではあるが、中国の故事によるものだ。石は水に沈み、木は水に浮くということについては、そう思われる筈だ。ところが、これに異論を挟む文を見付けた。

科学に携わる、或いは興味のある者の多くが持つ『理科年表』なる書物がある。国立天文台の編集（以前は、東京天文台の編纂）で、90年以上の歴史を持つ、信頼の厚い書である。「暦部」や「天文部」で天体の運行等について触れているし、「気象部」では、毎年の統計資料を掲載しているので「年表」となっているが、他の部分については、毎年幾つかの更新・改訂はなされるものの、そう大きく変わることは無い。平成30年版では、新元素ニホニウムが、正式の掲載となった。理研が発見したもので、命名前は、ウンウントリウム（113番目の意）と呼ばれていた元素だ。だから、物理定数等は、変わることも無く、名前が掲載された。

『理科年表』という1冊の本に、オフィシャルサイトが有る。その「徹底解説」のコーナーの「物理／化学部」に、物質の密度についての解説が有る。その中の、化合物についての下りに、以下の文がある。

「化合物になると、水以外で標準状態で存在する液体のほとんどは有機物だが、過酸化水素（1.442）やクロロホルム（1.489）などの特例を除いては、多くは水よりやや軽い。油が水に浮く理由である。木材となると、よく乾燥したものは0.5前後のものも多く、木

が水に浮くのは当然だといえる。とくに桐は確かに軽いと感じるが密度も 0.31 である。水に沈む重い木としては、こくたん (1.1~1.3) が例外として存在する。」(理科年表オフィシャルサイト)

こくたん (黒檀) は、水に沈むという。そして、これは例外だと。名前の通り、殆ど真っ黒で、重いだけではなく、非常に堅い。仏壇仏具や、ピアノの黒鍵、バイオリン等の指板、高級な拍子木等に使われている。高価な木材である。例外と言われて、頷ける様な気がする。

この文が依って立つのが、理科年表中の、この表 1 である (木材の部分抜き出している。)

「こくたん、竹、チーク、マホガニー」の値は、幅を持ったものとして示されている。そもそも木材とは、工業製品では無い。値に幅があるのが当然である。だから、1つの数値で示されているのは、統計処理の結果であろう。そして、黒檀のみが、密度が 1.1 から 1.3g/cm³ だと。確かに、例外に見える。ただ、マホガニーについても、場合に依っては水に沈むことも有る訳だ。

表 1. 種々の物質の密度
木材 空気中で乾燥したもの
(単位: 10³kg m⁻³ = g cm⁻³)

物 質	密度 ρ
あかがし	0.85
きり	0.31
くり	0.60
けやき	0.70
こくたん	1.1-1.3
すぎ	0.40
竹	0.31-0.40
チーク	0.58-0.78
つが	0.53
ひのき	0.49
松	0.52
マホガニー	0.56-1.06
山ざくら	0.67

(出典: 国立天文台、2017)

2. 例外では無い黒檀

理科年表のいう「種々の物質」とは、単体では無いということで、単体については、別の表に 89 種が掲載にされている。種々の物質は、100 種が挙げられていて、その内の 13 種が木材である。当然だが、挙げられる数については、自ずと限りがある。

木材について、もっと調べてみた。

一般に、木材については、密度よりも、比重が示されることが多い様だ。密度は、g/cm³ という単位が付けられるが、比重には単位は無い。意味は違うが、数値だけ見れば同じである。表 2 に、247 種の木材の内、比重の大きな 13 種を示す。表 2 の「気乾比重」は、先の表 1 の「空気中で乾燥したもの」の比重の意味である。比重の大きな 13 種を挙げたと書いたが、理科年表の 13 種に倣った訳では無い。247 種の内の、比重が 1 以上の木材を挙げたのである。種類の数で、約 5.3% の木材が、水に沈むのである。

表 2. 木材 気乾比重

No.	物 質	比重
235	アフリカンエボニー	1.03
236	グリーンハート	1.03
237	バルサモ	1.04
238	エボニー	1.06
239	ココボロ	1.09
240	ブラッドウッド	1.10
241	コクタン	1.16
242	セイロンエボニー	1.17
243	イベ	1.20
244	キングウッド	1.20
245	スネークウッド	1.22
246	リグナムバイタ	1.23
247	ブラジルウッド	1.24

(出典: エイダン・ウォーカー、2006)

筆者も、銘木の端材として購入した幾つかの比重を測定してみた。アフリカン・ブラック・ウッドは、実測値として1.33を得た。この材は、別名をグラナディラといい、クラリネットや、オーボエ等の木管楽器に使われたり、万年筆の軸に使われたりしている。もう1つの名を、アフリカンエボニーとする書物も有るが、それにしても、比重が離れている様だ。表2には、比重1.03として挙げられているが、別の資料では、1.02と記されているものもある。斯様に、木材の比重とは、はっきりしないものである。黒檀で言えば、筆者の実測値は、1.07、1.12、1.13、1.16、1.16、1.19、1.23であった。乾燥の状態は、流通経路（同じ所から取り寄せた）から考えて、同じだろうと思われる。

「木は水に浮く物である」と言った時に、「こくたんは例外である」と言えるのだが、例外が、5%を超えることになる。そもそもその前提が違っているのである。「木は水に浮くものも、沈むものもある」とすれば、これらの例外は解消する。「多くの木は水に浮くが、沈むものもある」とした方が丁寧か。より、正確だろう。

又、木材の性質の1つである比重を数値化する時に、別の問題も見えてくる。この表に挙げた、比重の大きい材は、それ程でも無かったのだが、比重の小さい材では、一般的な雰囲気の下で、時間の経過に伴って重さが変化することが有るのだ。気乾比重というが、乾燥の度合いが変化するのだろう。表2のような表にすれば、末尾1桁の数が1〜3程度違ってくこともある。それでも、材のバラツキよりも小さいのかも知れない。

一方、軽石と呼ばれる火山噴出物の石は、水に浮かぶ。これとて、連続体の一部である。

3. フォレスト・ガンプのIQ

障害者を描いた映画は多い。中でも『フォレスト・ガンプ/一期一会』（日本公開1995、日本語字幕翻訳：戸田奈津子）は、古今の名作の1つだろう。幼い頃のフォレストは、「背骨がねじ曲がってる。政治家みたいにね。」ので、腰から両脚に装具を着けている。彼が、グリーンボウ郡のセントラルスクールに入学しようとした時に、校長は知能指数の表を見せて説明した。その表には、IQ130の少し下と、IQ80の少し上とで、色分けされており、上位、正常、下位と説明されていた。そして、IQ80の所に、赤線があり、受け入れ状況と書かれていた。「正常な子は、ここに居ます。フォレストは、この辺りなんです。州の決まりでは、知能指数が最低80無いと、普通の小学校には入れないのでね。特別な学校へ、入るしかありません。」フォレストのIQは、75だった。フォレストは、母親の努力によって、この線を掻い潜る。

以前の日本でも、同じ線が有った。当時の文部省は、その線を75に引き、厚生省は70に引いていた。その線は、知的障害の有無を分ける線だ。そして、「通常学級」か、「障害児学級」か、行先を隔てる線だ。もっと以前は、「普通学級」、「特殊学級」といつていた。筆者は就学指導委員として、幼稚園や保育園を何度も訪れ、対象の子どもと何度も触れあってきた。園の先生達とも、何度も話をした。家庭訪問もした。保護者と何度も話した。しかし、「判定会議」になると、幾ら意見を述べても、数字が出てきて振り分けられるという

ことが、多々有った。そうこうする内に、就学指導委員の委嘱が来なくなった。

もう1本の線は、50に引かれていた。軽度の障害と、中度以上の障害とを分ける線であり、「小学校」と「養護学校」（現在では「特別支援学校」）を分ける線である。養護学校教育の義務化以前は、学校へ行くことが出来るかどうかを分かつ線であった。

フォレストの母は、セントラルスクールに連れて行く時に、「あんたは、みんなと違うところなんて、無いのよ。ちゃんとママの言うこと、聞きなさい。あんたは、他のみんなとおんなじ。どこも変わらないのよ。」と言っている。そして、校長がIQが75しかないと言った時には、「でも、人間はみんな違うものでしょ。」と言っている。これは、矛盾だろうか。現実世界で、同じ意味合いのことを言う保護者とは、何度も出会っている。これは、矛盾ではない。人間として、皆と同じであり、その人間は、元々多くの違いを含んだ存在であるのだ。映画の中に、はっきりとIQ80の線引きをして見せたのは、アメリカの教育制度への批判ではなかろうか。

4. 先を見据える中での不連続

私達は、連続した時間を生きている。時間の中の連続体である。今を生き、今の自分に基づいて発達していく。今日の自分を土台として、明日の自分が作られる。教育は、今在る目の前の子どもの姿から出発すると言われる所以だ。

教育に於いて、先を見通すことも大切だ。障害児の場合には、就労が1つの節目となる。障害児だけでは無いが、健常者よりも、相当に難しいのが現状である。勢い、就労に必要な力を身に付ける為の訓練に力が入る。障害児には、より多くの教育の時間が必要だと言いつつ、より多くの訓練がなされる。ここに、今在る発達課題、発達要求との乖離が生まれる。先を見据えることで、今、現実にある発達課題と、教育内容とが、不連続になってしまう。3年後、5年後の自分を土台にして、明日の自分を作れと言われているのだ。それは、目標にはなっても、土台にはならない。

障害児教育に限らない。将来の医師の社会的役割を鑑みて、入試に於いて男女に不連続の点数を与える。曰く、女性は、医者になっても、早く辞めると。後付けで、他の理由も登場する。今しなければならぬ、優秀な医師の育成を忘れて。そのことは、町村合併によって「無医村は無くなった」と言っておきながら、働き方改革に於いて「医療の手薄な地域の医師の長時間勤務は容認する」というのと、同根である。2000時間/年とは、恐れ入る。

先のことで、今が規定されてしまう。その規定は、今の要求から生まれているものではない。そして、未来の要求にも繋がってはいない。

子どもは子どもであって、小さな大人なのではない。

250年以上前にこのことを唱えた人が居た。J.J. ルソー。1762年『エミール』でのこと。「子どもの発見」とも言われている。教育論であると同時に、発達段階論でもある。当時のフランスのブルジョワにとっては、幼くして古典の名作を暗唱することが、優れた教育だった。教会が、聖書を読む為に、読み書きを教えていた。子どもの発達段階とは関わらずに。

将来と連続している様で、実は、現在と分断され、不連続になっているのだ。塚本幼稚園（森友学園の幼稚園）で、毎日教育勅語が朗読されていたのは、教育勅語そのものの孕む問題を置いて、その教育が問題であることが判る。子どもの将来への連続性の保障も無く、過去からの連続を望むものである。これがまかり通れば、その内に、軍人勅諭を朗読させる様なことが起きて、通っていくのではなかろうか。戦後の民主主義を標榜する教育運動の中では、有り得ないことだった。ただ、筆者の身近でも、小学校3年生以上の児童に、百人一首の対戦をさせている事例がある。百人一首の内容そのものに対しては、そう多くの批判は無かろう。日本の誇るべき文化である。しかし、先の教育勅語の朗読と、方法論的には同様ではないか。

『エミール』では、道徳論に於いても、同様の批判を展開している。幼い子どもに、そんなことで道徳心の育つはずは無いと。道徳とは、教えるものでは無く、育むものだ。

5. スペクトラムの意味するもの

「自閉スペクトラム症」というのが、最近の呼称である。40年程前まで、「自閉症」と呼ばれ、以後似通った障害が見付かり、或いは報告され、含まれ、分類され、「高機能自閉症」、「アスペルガー症候群」、「広汎性発達障害」等々が語られる様になってきた。当初自閉症と言われていた、障害の重い種類は、「カナータイプ」と呼ばれる様にもなった。「自閉性障害」という言葉も使われた。やがて、「自閉症スペクトラム」という概念が紹介され、「自閉症スペクトラム障害」という言葉になった。そして、「自閉スペクトラム症」に至る。「障害」が「症」になったのは、日本精神神経学会により用語が変更されたということだ。同時に「学習障害（LD）」は「学習症」、「注意欠陥（如）多動性障害（ADHD）」は「注意欠陥（如）多動症」となった。とは言っても、まだまだこれで用語が統一されている訳も無い。ただ、これまで個別的に、別々のものとして捉えられていたのが、連続したものとして、統一的に捉えられる様になったということである。

背景として、以前の「国際障害分類」が改訂され、「国際生活機能分類」となる動きに連動している。これらは、文部科学省 HP、厚生労働省 HP に掲載されている。

捉え方が変わって、教育現場はどうなったのか。未だに、自閉症と聞けば視覚支援ですねと、紋切り型の答が返ってくることが多い様だ。そして、視覚支援といえば、カードですねと。捉え方、或いは理解の仕方が、連続的なものになっても、指導はなかなか連続しないのだ。或いは、理解もそこまで進んでいないのではないか。

スペクトラム＝スペクトルの代表は、虹だろう。これも、日本では7色ということになっている。虹の色は、決して7色では無く、連続したものだが、言葉で表現するには、限界がある。日本では、7色で折り合いを付けた訳だ。では、教育に7つの色が有るだろうか。小学校入学時に、就学猶予・免除か、特別支援学校か、通常学校の障害児学級（一般に「特別支援学級」と呼ばれているが、ここでは本来の役割を意識する為に、「障害児学級」と表記する。）か、通常学校の通常学級かへと振り分けられる。

最も大きな不連続は、教育を受けられるか否かという問題である。就学猶予・免除は、養

護学校教育の義務化を境に、非常に少なくなっている。2006年時点での就学猶予・免除者数は2,665人で、その内、障害を理由とするものが81人である（文科省 Web ページ）。不登校による長期欠席者数の122,489人と比べれば、遥かに少ない。量的な問題としては、障害のある子どもを分けるというのは、既にナンセンスである。この81人を受け入れる教育の質の問題である。

残るのは、特別支援学校か、障害児学級か、通常学級の3つしか選択肢は無いのだ。自閉症1つ取って見ても、捉え方は柔軟になってきて、裾野は広がっているにも関わらず、受け手に当たるものは、連続していない。状況としては、すそ野が広がっただけ、むしろ難しくなっている。求められるのは、教育スペクトラムだ。

子どもの要求に応じた教育が、1つの学校で難しければ、2（多）重学籍を認めることも1つの方法だろう。必要に応じて、障害児学級で学び、特別支援学校にも通う。通常学級との交流は、当然のことである。或いは、通常学級を基礎集団としつつ、障害児学級や、特別支援学校にも学ぶ。このためには、学校が近くに無ければならない。もっと進めれば、それだけの機能を持った学校が必要なのだ。

以前「特別支援学校を無くせ」、「差別の元凶だ」という言葉を良く聞いた。今も有る。その前に、先に述べた、障害の有る子どもにもきちんと対応出来る学校を作る必要が有る。「子どもを学校に合わせるのではなく、学校を子どもに合わせるのだ」は、与謝の海養護学校設立の理念だが、其処此処に有る身近な学校にも、当然必要なことである。

更に、都合の良い連続を押しつけられることが多い。障害を理由にしたものではなく、外国人労働者の子どもや、帰国生徒で、日本語が使えなかったり、不登校であったり、ネグレクト等の事情を抱えたりする児童が、障害児学級に措置される例も多い。一見、困難を抱えた多くの子どもに合わせている様で、実は単に安上がりの、その場しのぎに過ぎない。都合の良い連続とは、誰にとっての都合なのか。当事者である子どもにとって、では無い。

6. 障害者でなくとも

バリアフリーが叫ばれて久しい。今となっては、少々古い言葉として捉えられる。障害者にとって、バリアとなるもの・ことを、無くしていこうという。ユニバーサルデザインは、障害者にとってのバリアは、健常者といわれる人々にとっても、無いほうが良いのだと。故に、障害の有無に関わらず、生活し易い様にと。教育の世界では、バリアフリーから、ノーマライゼーション、そしてインクルージョンへと。全てが、障害の有無に関わらず…という方向に向かっている様ではある。ただ、内実は、まだまだ先に触れた通りである。

バリアフリーを振り返れば、1994年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（旧ハートビル法）」と前後して、三重県でも「ひまわり号」を何度か走らせている。JRや、近鉄で、貸切の臨時列車を仕立てて、車椅子利用者の団体旅行を行う。当事者より遥かに多くのボランティアを組織して、現地には仮設の障害

者用のトイレの用意もした。ただ、初回の下見では、JR 四日市駅の改札口が狭くて、車椅子が通れず、貨物用通路を通らねばならないことがわかった。貨物扱いだったのだ。しかも、改札の前にも段差が有り、ベニヤ板を渡したものだ。翌年其処には、緑色に塗られた手製のスロープが置かれていた。運動の成果の1号だった。改札口も、広がっていた。当時、「移動権」という言葉を使っていた。全国で、同様の運動が繰り広げられていて、2000年の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の制定に繋がった。先の2法は、2006年「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に統合された。対象が「身体障害者」から「障害者」になった。「円滑に利用できる特定建築物の建築」と「公共交通機関を利用した移動」が「移動等」になった。法の上では、誰に対して、何を提供するのかということが、以前より連続したものになった。身体障害者から、障害者一般に広がったことで、例えば盲導犬等の補助犬を連れての移動や、店等に入るのは、多少気楽にはなったろうか。

逆行している様に思われるものもある。電車の駅では、以前の国鉄の駅では、ひらがなの表記・表示が有った。最近の新しい駅では、グローバル化ということで、ローマ字の表示は有っても、ひらがなの表示は無かったりする。裾野が広まった分だけ、意識は薄まってしまったのか。漢字は苦手だが、ひらがななら、何とかなるといふ人にとって、困ったことだ。随分昔のことだが、無認可の作業所で、それまで教育を受けることが出来ずにきていた人達と、ひらがなの勉強をした。「これで、電車に乗れる」と、嬉しそうにしていた。これで、降りる駅が分かるのだ。車掌のアナウンスは、車内が騒がしいと、聞こえないことが多い。携帯電話の通話は元より、こちらを何とかして欲しいものだ。一緒に出掛けた。ずっと、窓の外を注視していた。当時、切符も窓口の対面販売だった。今並んでいる自動券売機は、余りに難しい。何故、何処が「自動」なのか、不思議である。筆者の知人は、タブレット端末で、模擬自動券売機を作って、授業でお出掛けの練習をしている。

その昔、鉄道が引かれた頃は、漢字の苦手な人が大勢いたのだろう。今は、少数である。それで、対応されなくなった所が多いのだ。しかし、非常に読み難い駅名も有る。

道を歩けば、川に橋が架かっている。橋には、名前が有る。右岸側と、左岸側の橋名板に表示が有るが、これが一方はひらがなであることが普通だ。これも、旅人のためのものだ。現在は、法律で決まっている様だ。

2006年12月、国連総会で、「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」（略称）が採択された。この批准・締結には、国内法の整備が必要になった。

「障害者差別解消法」の成立と、「障害者雇用促進法」の改正が行われた。ここで登場したのが、「合理的配慮」である。

「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

と定義されている。合理的かどうかは、負担に依って決まると。ここに、不連続が生まれる。2016年4月1日施行。その前から、多くの書店でコーナーが設けられた。「合理的配慮」とは、何なのか。どうすれば、負担を最小限に食い止められるのか。どういう条件ならば、配慮が不要になるのか。こう考えたのは、一部事業主だけでは無かった。筆者も、上司の口から聞いたのは、そういうことばかりだった。どこかの会で、その様な説明があった様だ。この時点で、この法の精神は既に死んでいる。「合理的配慮」を感じる。

格安航空会社が或る空港で、車椅子の乗客に対して、階段昇降の出来ない人は、搭乗出来ない。車椅子に乗った状態で担ぎ上げることも拒否。それで、自力でタラップを這い上がることになった。2017/06のことである。

このことが、ニュースで大きく報道され、事前に電話をしていなかったことが報道されると、Netは、大炎上した。「クレーマーだ」とか、「当たり屋だ」等とも言われていた。しかし、電話をしていたら、その場で搭乗を断っていたと、その航空会社も言っている。門前払いだ。そして、話題にすらならなかった筈だ。

2018/08になって、国交省は、航空各社に2018/10に支援設備の設置を義務付ける方針を決めた。このことによって、車椅子で航空機に搭乗出来るようにすることが、合理的配慮には含まれていなかったことが、はっきりした訳だ。言い方を変えよう。小さな空港では、車椅子の乗客に対応することは、「合理的」の範疇に入っていなかったと認め個別の問題として指導が入ったのである。

7. 官公庁による障害者雇用水増し

中央省庁、地方自治体等で、障害者雇用の水増しが発覚した。殆どが法定雇用率を満たしているとされていたところで、障害者を勝手に作り出していた所さえ有る。裸眼視力が0.1以下という基準なら、筆者も該当する。基準は、矯正視力で0.1以下である。うつ症状との自己申告をした人が、身体障害者扱いとなったり、不適切な算定が多く発覚した。恣意的であるとも感じさせられる内容である。

更に、本人に知らされないままに、障害者枠扱いになっていた場合も多いという。

特に、問題とされたのは、手帳の有無である。手帳が無いのに、障害者枠に入れられていることが、最大の問題と捉えられている様だ。手続き上は、そういうことである。しかし、手帳が有れば障害者で、手帳が無ければ健常者ということなのだろうか。障害が有っても、手帳を所持していない人も多い。手帳を持つことが、単にレッテル貼りになってしまおうと思う人は多いし、実際に、そういう場合もある。

又、職場での支援の必要性については、手帳の有無だけで決まるものではない。障害者を雇用するということは、障害に依って必要となる支援について、その職場が社会の一部として責任を持つということではないだろうか。社会の責任を率先せねばならない官公庁が、その意味を全く解していなかったということだ。「税金の払える障害者になろう」等と

いうキャンペーンが張られている中で、最も不適切な算入の数が多かったのが国税庁だというのは、何という皮肉だろうか。

8. Net 上の特殊な一般論

先のタラップ這い上がり事件でも明らかになったもう1つのことは、自分より弱い者、弱い立場にいる者に対する不寛容である。この事件を待つまでもなく、明らかではあった。この構造は、至る所に分断の階層を作る。社会の連続性が、崩されていく。

弱者に対する不寛容は、Net 上で醸成されることが多い様だ。現実世界では、出会うべくも無い人と、簡単に情報の交換が出来る。似通った考えを持つ者のコミュニティが形成される。その中で、交流を深めていくと、大変心地よい状態である。世の中全てが、自分と同じ様な考えを持っていると錯覚する。自分は、連続体の中心にいるのだと。周りは、仲間ばかりだと。其処で語られることが、一般論であり、常識であり、正義である。

このコミュニティが、世の中の少数派であるとは言わないが、多数派である確証も無い。しかし、其処から外れている者を、特殊な例と捉え、異常な者と見る傾向が有ると、自分の周りは皆仲間で、賛同者で、異常者に対する攻撃性は高まることになる。

世の中に対して、鬱憤を持つ者であれば、尚のことである。世界規模の出来事となっているが、距離的な隔たりは、今や問題にはならない。

所詮、Net であろうと、Web（クモの巣）であろうと、隙間の方が大きいのだ。

9. 違うとよく解らない…だから怖い

ずっと以前に、筆者の知人から聞いた話である。彼は、子どもを連れて電車に乗っていた。ベンチシートに掛けていると、車椅子に乗った人が乗車してきた。重度の脳性麻痺らしく、かなり強い拘縮変形が有ったという。その人を見た子どもが、泣き出したのだと。彼の子どもは、ただ単純に怖かったのだ。身体の歪んだ人が、彼の子どもにも何をした訳でも無い。そういった人から何かをされたという経験が有る訳でも無い。ただ、そういう存在に、これまで出会ったことが無かった。それだけのことだ。

自分と違う、或いは、自分を含めた周りと違う者は、良く理解出来ない。得体の知れない者である。何をするかも知れない。だから、怖い。

違う存在に対して、警戒し、逃げたり、隠れたり、攻撃したりするのは、太古よりそうすることで生き残ってきた人間の、基本的な行動だろう。しかし、何でもって違うと認識するかは、経験による。

10. 水に沈む子ども

最初の話に戻ろう。黒檀は水に沈む故、例外だと。しかし、黒檀も、連続体の一部だった。実は、極稀にはあるが、水に沈む人もいるという。骨太で、体脂肪の少ない人だと。力

を抜いて、楽にしていれば、人間は水に浮かぶものだと思っていた。それが、そうでは無いらしい。筆者は、小学校の教員をしていたが、最終的に浮かばない子どもは、見たことが無かった。比重が1以上の子どもには、力を抜いて、身体を伸ばしなさいとの指導では、ダメである。そこで、水泳は止めなさいと言うのではなく、別の指導が必要だろう。

例えば、命を守るためにと言って、立ち泳ぎを教える。最近では、タイムばかり競って、少なくなっている様ではあるが。立ち泳ぎでは、「巻き足」や、「踏み足」等の脚遣いで、頭を水面に出したままにする。1番重い頭を出しておくので、大変ではある。しかし、この脚の力が少し大きければ、水に沈むとはいっても、他の子どもと変わりはない。実際には、浮力の有る物を見付けて、上手く使うことが大切である。他の泳法でも、実は、泳ぐことに依って浮力を得ている部分もあるので、其処に力を入れることで、水に沈む子どもも、泳ぐことが出来るし、全く違った泳法を覚える必要も無いのだ。

実を言うと、アスリートには、多いという。要するに、体脂肪率が低く、筋肉が多いと。脂肪は、水よりも軽く ($0.9007\text{g}/\text{cm}^3$)、筋肉は水よりも重い (除脂肪組織の密度 $=1.100\text{g}/\text{cm}^3$) という話だ (タニタヘルスリンク)。赤ん坊は、水に入れると良く浮くそうである。

アスリートといわずとも、プールで伏し浮きをすると、脚から沈んでいく経験があるだろう。何故か。1番浮力に寄与しているのは、浮き袋の様な肺だ。肺に空気が無ければ、人体の比重は1.035だという (ナック Web ページ)。1番筋肉が多く、骨も太いのが脚だ。

水に沈む子どもより、水に沈む大人の方が多いのだ。運動に励んでいる大人の方が、水難事故に気を付けるべきだ。肺が水で満たされれば、殆どの人は水に沈む。

水に沈む子どもを、例外と言ってしまうと、大人の方が、もっと例外になって仕舞うだろう。そもそも、どちらが例外なのか。ただ、水に浮かばなかったとしても、それを障害と言われることは無い。誰しも、何等かの不連続を内包しつつも、社会との連続を保っている。社会との連続が危うくされた時、障害が生まれる。社会との不連続が、障害なのである。

【参考文献】

1. 三省堂編修所 (編) 2013『新明解四字熟語辞典』三省堂
2. https://www.rikanenpyo.jp/kaisetsu/buka/buka_001.html (理科年表オフィシャル)
3. 国立天文台編 2017『理科年表 平成 30 年』丸善出版
4. エイダン・ウォーカー編 乙須敏紀訳 2006『世界木材図鑑』産調出版
5. 貴島恒夫他 1962『原色木材大図鑑』保育社
6. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/032/siryo/06091306/002.htm (文部科学省)
7. <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html> (厚生労働省)
8. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/013/023.htm (文部科学省)
9. <https://www.karadakarute.jp/tanita/kcloseup/kcup39.jsp> (タニタヘルスリンク)
10. <http://www.ecnac.jp/algo/white/0014.htm> (株式会社ナック タラソセラピー「白書」)

実践報告

地域高齢者と短期大学生の交流サロン運営に関する一考察

中 川 千 代

はじめに

厚生労働省は、超高齢社会を支える地域社会の実現～元気な高齢者の社会参加～が推進され、生活支援（見守り・配食・外出支援・サロン）の担い手として活躍する地域社会の実現を目指している。近年、支援を必要とする高齢者は増加する一方、家庭や地域の力はますます低下することが懸念される。厚労省は取組みの方向性として次の3つを挙げている。1つ目は「高齢者の社会参加を支援する枠組みを検討」すること、2つ目は「高齢者が主体的に社会活動・地域活動に参加し自分の人生を豊かにすることが当然であるといった価値観が国民全体に醸成されるよう国民的な運動を展開」すること、3つ目は「地域でボランティア、NPO、社会福祉法人、企業、自治会、老人クラブなど様々な主体が生活支援（見守り・配食・外出支援・サロン）に取り組み、地域の力によって、高齢者を支えることを推進。さらに元気な高齢者は生活支援の担い手となるように誘導」することである。

今後は、地域で展開される活動のメニューが多様化し、高齢者の多様なニーズに合致することで高齢者の社会参加が促進され、高齢期の人生のイメージを豊かなものとし、地域の高齢者を広範囲に支援し元気な高齢者が担い手として活躍し、それが当たり前の社会を実現する効果をねらっているのである。

そのような中、本学介護福祉研究センターの事業として2016（平成28）年度から鈴鹿市立白子公民館と連携し、白子公民館利用高齢者と本学学生との交流サロンを実施している。今年度、3年目を迎えるこの事業に研究センターの主担当者として筆者が関わってきた。3年間の活動内容について以下にまとめる。

1. 活動内容について

2016（平成28）年6月～2019（平成31）年1月の間、20回の交流サロンを開催した。原則として第1土曜日に開催することとした。その具体的内容は表1のとおりである。

表1. 白子公民館利用高齢者と本学学生との交流サロンの具体的内容

第1回 2016年6月4日

内容：ハンドマッサージの効果と方法（筆者の講義）、アイスブレーキング「弁慶が…」などの後、学生が高齢者にハンドマッサージを行う。また、学生のピアノ演奏「見上げてごらん夜の星を」「川の流れるように」を鑑賞する。



第2回 2016年7月2日

内容：初めに、「七夕（笹の葉さ～らさら…）」を歌いながらリズム膝たたきでアイスブレイキングをする。七夕にちなんで、くす玉と吹き流し（仙台七夕祭りのイメージ）を製作する。※計画外で、巡業中の追手風部屋の稽古場へ訪問し、出来上がったくす玉を渡し健闘を祈るエールを送る。



第3回 2016年9月3日

内容：「三百六十五歩のマーチ」に合わせた体操の後、クロスワードパズル（3種類）と手塚治虫のイラストの塗り絵を学生と高齢者が一緒に行う。



第4回 2016年10月1日

内容：「三百六十五歩のマーチ」に合わせた体操の後、日本地図ボードを活用し県名当てクイズ（グループ対抗）を2年生の学生が進行して行った。全部で20問準備した。終了時間がきたが参加者の希望で全問終わるまで延長した。



第5回 2016年11月5日

内容：「三百六十五歩のマーチ」に合わせた簡単な体操、リズム膝たたきの後、4チームに分かれ（りんご、乙女、もみじ、さくら）、グループ対抗「人間すごろく」を行った。当日、1年生を司会進行に抜擢しサポートしながら進めた。午後には、芋掘り企画もあり、伊勢新聞の取材を受けた。



第6回 2017年2月4日

内容：「三百六十五歩のマーチ」に合わせた簡単な体操、リズム膝たたきの後、手作り飾り立て（メッセージ入り）の作成を行った。終了後、有志の方々に味ご飯を炊いていただき、皆でおにぎりを作って、お手製漬物等とともに賑やかに食べた。



第7回 2017年6月3日

内容：「明日があるさ」に合わせた簡単な体操の後、あいこジャンケンと「いつでも夢を」の合唱（3分45秒）をする。3班に分かれ、「いつでも夢を」の歌詞や曲に合わせた腰かけたままできる楽しい体操を考案し披露しあう。次回以降、アイスブレイキングとして行えるよう筆者がアレンジする。（以後『いつでも夢を！体操』と明記）



第8回 2017年7月1日

内容：「ふじの山」「三百六十五歩のマーチ」に合わせた軽い体操の後、4班にわかれて、紙風船たたき（名前を呼びバトン）、スポンジタワー、お金持ちゲームで競い合う。「みどりの大地」チームが優勝した。景品あり。

**第9回 2017年8月5日**

内容：『いつでも夢を！体操』の後、5班にわかれてクロスワードパズル（2種）を行う。解答を模造紙に書き写す役割を留学生が担う。班ごとに記念写真（ひまわり、クルーズ、富士山、エベレスト、仲よしの5班）を撮る。

**第10回 2017年10月7日**

内容：公民館利用者による生の迫力ある戦争体験（新聞に取り上げられた）を聴いたのち、ラミネーターを使った切り絵作品作りをする。個々の作品作りは、楽しく熱心に取り組めたが、予定より時間がかかった。

**第11回 2017年11月4日**

内容：『いつでも夢を！体操』の後、チーム対抗人間すごろく（5チームに分れる）を行う。1年生の学生3名が司会進行を行った。終了後、白子公民館成人講座受講生の協力のもと所有の畑へ行きサツマイモを掘る。11月5日付の伊勢新聞記事（図2）になる。

**第12回 2018年1月6日**

内容：『いつでも夢を！体操』の後、折り鶴とハネ馬を航空機柄の折り紙で作成し、そのハネ馬を使ったゲームで競う。2年生より「交流サロン」の学びとお礼の言葉について発表を行い、公民館より2年生に感謝状と記念品の贈呈があった。2年間の活動の写真集を作成し参加者に配布する。

**第13回 2018年2月3日**

内容：茶道教室の方々の協力にて「お茶会体験」をする。ネパール留学生が踊りを披露した。1年生にも公民館より感謝状が出る。終了後公民館利用者のご好意で、手作りのもち米いり味御飯を参加学生がいただく。終了後の食事のおもてなしは今年度ほぼ毎回あり、相当の負担をかけた。お茶会の様子は中日三重サービスセンター「鈴鹿ホームニュース」2月24日付に新聞掲載（図3）された。



第14回 2018年6月2日

内容：昨年度まで2年間参加していた卒業生から就職後の現状報告がある。「いつでも夢を」の合唱と『いつでも夢を！体操』を行う。紙風船たたき（名前を呼びバトン渡し）ゲームと2年生の進行により○×クイズ（グループ対抗）を行う。優勝チームに景品あり。



第15回 2018年7月7日

内容：2年生の学生が事前に企画したジャンケンゲーム、風船を使った競技などを2年生が司会進行し行った。2年生にとってはやりがいのある体験となったようで、後に行ったアンケートに記載されていた。1年生にとってもサロン運営の手本となった。



第16回 2018年9月1日

内容：「ふじの山」の指体操及び『いつでも夢を！体操』を皆で行う。その後、ボタンを使ったリレー、スポンジタワーをグループで競い、おうぎ鶴（折り紙）を一人ひとり折る。参加者は、どのゲームにも折り紙にも集中して楽しみ、早く折り紙をマスターできた学生は高齢者のサポートを行った。



第17回 2018年10月13日

内容：白子公民館成人講座受講生の所有の畑でサツマイモの掘り方の説明を受け、芋掘り体験を行った。10月14日付で伊勢新聞（図4）に掲載、10月27日付で中日三重サービスセンター「鈴亀ホームニュース」（図5）に掲載される。



第18回 2018年11月3日

内容：「人間すごろく」～床にすごろく盤を貼り、チーム対抗でとまったコマに書かれている事柄を協力してクリアしながらゴールを目指す。1年生が司会進行を担当した。高齢者の人数は少ない目だったが、参加者は積極的でとても盛り上がった。



第19回 2018年12月1日

内容：白子公民館「旅サークル」のメンバー（高齢者40名）とともに東ソー(株)音楽部 ZOOM UP の演奏会に参加、演奏に合わせて学生も数曲歌を歌った。



第20回 2019年1月5日

内容：最初に白子公民館から2年生に感謝状と景品が授与される。学生たちがピアノ伴奏してジブリの歌を歌い、西城秀樹「ヤングマン」に合わせて皆で手振りをする。ネパールダンスの披露や筆者も昭和歌謡「別れの予感」他を歌う。2年生参加者全員での合唱もあり最後に2年生から2年間の学びとお別れの言葉がある。写真集をラミネートして記念に配布する。

**2. 交流サロンの運営について**

本交流サロンを開催するにあたり、本学ボランティアコーディネーターであり鈴鹿市立白子公民館館長（2017年度まで）でもあった杉谷哲也先生の全面的な協力がスムーズな運営につながった。また、白子公民館利用高齢者は学生たちを温かく迎え入れてくれ、本交流サロンの一参加者のみならず担い手としての前向きな参加の意思がみられた。そして、一部有志の方々はサロン終了後、何度も味ご飯や赤飯、漬物などの手作りの献立で厚くおもてなしを企画、実施してくれた。本交流サロン以外の部分で学生たちとの交流の場を広げて関係性を構築しようというこれらの動きから、学生たちも学業以外にも個々の予定があるなか本交流サロンに参加しようと意欲を出し日程調整してくれている様子が窺われた。内容によっては事前準備が必要なものもあり、筆者は学内で学生に声をかけ集まってもらい一緒に準備を行うことで当日を迎えるまでの学生の気持ちの準備を整えたりもした。本交流サロンの参加に関しては強制力がなく、学生の意思により自由に参加できるものであることから、窮屈さや不快感や無理矢理させられている感覚をもった時点で参加の意思をなくしてしまう恐れがあり、筆者は学生とのほどよい距離感に一番気を遣ってきた。定期的に参加してくれる学生は本交流サロンの運営や高齢者との対話の機会を有意義に捉えており、それはアンケート回答や学生の参加実績から読み取れた。

3. 地域高齢者と本学学生の交流サロン参加実績とまとめ

2016（平成28）年6月～2019（平成31）年1月の参加実績をまとめた（図1参照）。

原則高齢者は20名定員で年度初めに公民館が募集をする。学生に関しては、筆者からその都度1～2ヶ月前に声かけし都合の良い学生を募る。学生数はこの3年間各学年20名前後であったが、各年度当初の学生参加率が高くその後低くなるが一定の人数で推移し年度最終時期になると再度高くなっている様子が読み取れる。また、年々学生の中で留学生の占める割合も増えておりそのことから参加者を確保することが難しい反面、一層交流の必要性が高まっているといえる。2018（平成30）年度は、介護福祉研究センターの事業をボランティアとしてサポートする学生組織「ふれんどえいむ」を作り、意識付けを行った。また、本事業と並行して本学に高齢者を招いて授業等を通して交流する事業も数年前

地域高齢者と短期大学生の交流サロン運営に関する一考察

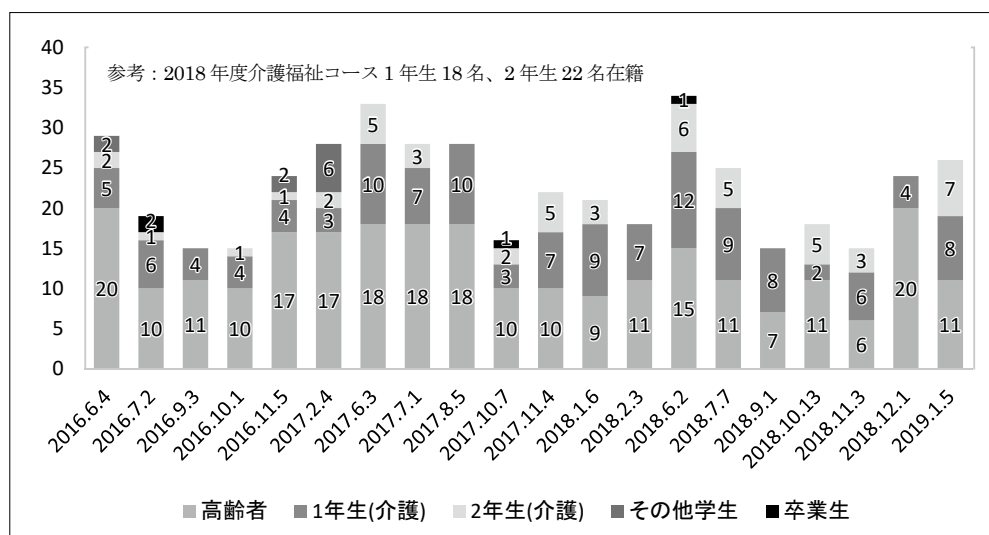


図1. 地域高齢者と本学学生の交流サロン参加実績

から行っており、白子公民館高齢者は、2016～2018年の3年間続けて参加してくれている(図6参照)。

本交流サロンを継続していくために必要な学生参加者の確保と意識付け、学生の接遇技術向上、高齢者の協力、コーディネーター、サポーター等の人材育成など課題は多い。しかし、実感としてこの交流サロンに参加した高齢者及び学生には、何らかの役割意識や達成感、参加したことの楽しさ、喜び、連帯感、相手の理解など多くの学びや変化、成長がみられている。今後は、さらに継続し充実を図っていきたいと考える。

なお、本実践報告は、高田短期大学研究倫理委員会で承認(高短研審第18-12号)を得ている。

本実践報告作成にあたり、ご協力いただいた方々、写真掲載等に快諾くださった白子公民館関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

【参考文献】

1. 厚生労働省(2014)「地域における生活支援サービスのコーディネーターの育成に関する調査研究事業報告書」
2. 厚生労働省(2016)「地域づくりによる介護予防推進支援事業」

〈参 考〉掲載された新聞記事



図2. 伊勢新聞 2017.11.5



図3. 鈴亀ホームニュース 2018.2.24



図4. 伊勢新聞 2018.10.14



図 5. 鈴亀ホームニュース 2018.10.27



図 6. 伊勢新聞 2017.11.19 本学に高齢者を招いての交流

実践報告

非薬物療法としての認知症ケア —音楽療法実践報告—

長谷川 恭 子

I. はじめに

音楽療法とは、音楽を聴くまたは演奏することを通し、健康の回復や維持改善を図る方法の一つである。心身が何らかの病気にかかり支障を来す時、現代医学では投薬や手術などの医療を行うが、それに対し音楽療法では、医療行為を補い、より効果的なものにするため考案された。音楽療法は「補完代替医療」の一種とも呼ばれている。

認知症によるさまざまな行動や心理症状の対応として非薬物療法である音楽療法の効果は重要視されている。聴覚が刺激されることで脳の血流が活性化し、また過去に聞いた音楽を思い出すことで記憶を司る海馬を刺激する。楽器などで指を刺激することも脳の活性化に繋がるといわれている。

施設に入所している認知症高齢者には、日常生活での活動性低下が見られる場合が少なくない。活動低下が続くと筋力低下や骨粗鬆症の進行のみならず二次的な意欲低下や精神症状を伴う廃用症候群を来しやすくなる。複数の感覚刺激を取り入れた音楽療法は、認知症を有する高齢者の活動性を高める効果が期待できる。本実践報告は、音楽療法のプログラム内に歌唱とそれに併せて指揮活動を行うことで考えられる効果を示した症例である。

II. 方 法

1. 対象グループについて

1) 対象グループの疾患、障害など

最も多い疾患は、①認知症（アルツハイマー型認知症・レビー小体型認知症）である。続いて②高血圧・本態性高血圧症、③糖尿病あるいは糖尿病性網膜症・糖尿病性腎不全・糖尿病性ケトアシドーシス、④心不全・うっ血性心不全・慢性心不全、⑤脳梗塞・多発性脳梗塞・脳梗塞後遺症、⑥脊柱管狭窄症・頸部脊柱管狭窄症、⑦骨粗鬆症である。参加者のうち1割は躁うつ病であるが、現段階ではほぼ毎回の音楽療法プログラム（以下セッション）に参加されており、セッション中において目立った症状は見られない。

2) 対象グループの概略

対象はサービス付き高齢者向け住宅に入所中の利用者及び同系列施設の入居者。グループ人数は毎回約25名。男女比は3:7である。うち、車椅子6名、杖歩行者5名、歩行器使用10名、独歩10名で構成されている。年齢は70代から最高齢は97歳（平成30年現在）である。身体面では、脳梗塞による片麻痺の方もいるが参加意欲はあり、自分の動く

範囲内で取り組んでいる。社会面においては9割が意思疎通可能であるが、1割は認知症状が進行している為、受け答えが難しいことからセラピスト（以下 Th.）に一番近い席で参加した。ベッドで横になりながら参加している方もおり、自身の参加方法を心得ている。セッション中に奇声を発するなどの目立った行動はなく、比較的穏やかである。

2. プログラム

音楽療法は2回/月、第1月曜日と第3木曜日の14時～15時の1時間、デイフロアにて実施した。セッションは1名の音楽療法士（日本音楽療法学会認定音楽療法士）が主 Th. として実施及び記録を行う。職員は随時1名～2名参加、利用者の見守りを行う。

プログラムは、開始の挨拶、ウォーミングアップ体操、季節の歌（指揮活動）、歌謡曲の歌唱、楽器活動、クールダウン、終了の挨拶で構成した（表1）。セッションは参加者が安心して過ごせる場所での気分転換や気分の発散、楽しみの提供を目的とした内容で構成し、構成要素に感覚と運動及び認知機能への刺激や働きかけを取り入れた。

表 1. セッション構成例（1時間）

開始の挨拶	ウォーミングアップ	季節の歌 (指揮活動)	歌謡曲 の歌唱	楽器活動	クールダウン	終了の挨拶
-------	-----------	----------------	------------	------	--------	-------

3. 実践目標

①空間認識力強化、②脳への刺激、③バランス力強化・転倒予防を3つの柱とし実施していく。指揮を行うことにより、目の前の視空間を捉える。それにより空間認識力を高める狙いである。指揮棒を持つ際は親指・人差し指で掴んで持つことで脳への刺激を図る。立位維持・保持が可能な方は立って行い、バランス力強化や転倒予防へと繋げていく。

4. 計 画

指揮活動実施期間は2016年6月～同年11月までの6か月間のセッション時に実施する。1時間のセッション中、この活動は約20分間行う。①指揮棒は指先で掴んで持つ②指揮を行う際、可能な限り両手で行う③立位維持・保持が可能な方は立って行う。以上の3点を指揮活動実施項目とし、6か月間継続して行う。曲は3拍子の『星影のワルツ』『ふるさと』『赤とんぼ』、4拍子の『紅葉』をそれぞれ使用する。指揮棒はYAMAHA プレイウッド ABS製タクト bt-1pを使用した（図1）。指揮棒の持ち方については毎回説明し、振り方については図2に示したものをホワイトボードに貼り口頭でも説明を加えながら実施した。立位時は支持基底面を広くとり、安定した立ち上がりのポイントを伝えながら行い、施設職員（おもに介護福祉士）にも協力を仰ぎ不安定な方には付き添いながら実施した。

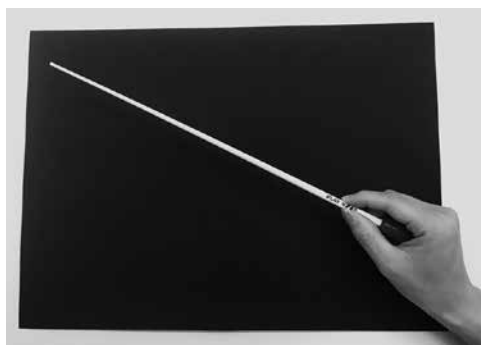


図 1. YAMAHA プレイウッド ABS 製タクト bt-1p

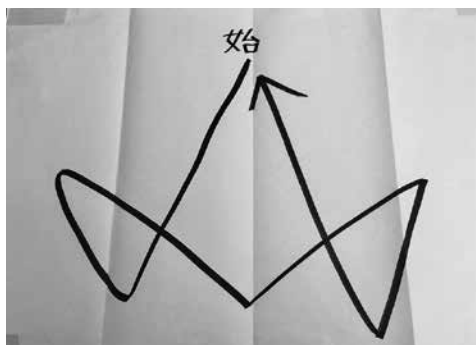


図 2. 3 拍子の振り方

5. 倫理的配慮

倫理的配慮として、本実践報告は個人を特定するものではないことや対象者が不利益になることはないよう、あらかじめ実践施設に伝達し、同意を得た。なお、本実践報告は高田短期大学研究倫理委員会の承認（高短第 18-11 号）を得ている。

III. 結 果

2016 年から月に 2 回実施した内容とそれに伴う参加利用者の反応を示したものを表 2 にまとめた。写真 1 はセッションの一場面である。

計 12 回の指揮活動の中で指揮棒を摘んで持つ持ち方をほぼ全員が把握できていた。認知症状が強くみられる方については毎回持ち方の提示をすることで把握できている様子であった。しかし、指揮棒を洋服の中にしまう、あるいは網目のセーターに差し込むなどの行為が見られ、注意が必要であった。

計画②「指揮を行う際、可能な限り両手で行う」という点においては、手順を踏まえ、情報を端的に伝えることによって両手でも指揮ができるようになっていた。3 拍子に比べて 4 拍子のほうは手順が一つ増えるため把握に時間はかかっていたが、その分の集中力も高く、Th. の動作を模倣するように行うなど、視線の向け方も変わってきていた。計画③「立位維持・保持が可能な方は立って行う」については、結果的に 25 名中 12 名が立位可能で、うち 10 名が立位保持した状態で指揮を行った。

IV. 考 察

結果の内容から見て取れるように、指揮棒の持ち方が何気なくわかっていたのは、指揮棒を持ったことはないが指揮者を見たことがあり、それを持っている姿を目にしたという記憶が残っていたからであると考えられる。これは視覚イメージ力（見たものをイメージして記憶として残す）が働いたからではないだろうか。これを単なる棒で実施するとまた結果は変わっていたと考えられる。

表 2. 2016 年から月に 2 回実施した内容とそれに伴う参加利用者の反応

実施月	回数※	実施内容・反応
6 月	S1	指揮棒の持ち方説明。小学校教員をされていた方は思い出すように持っていた。持ち方を知らない方がほとんどで、中には先の尖ったほうを手前に持っていた。
	S2	S1 での指揮棒の持ち方を覚えている方もいたが、掴むように持つことを指示すると再認識する。3 拍子の曲に合わせ、こちらの動きを模倣するように行う。
7 月	S1	先月実施したことを覚えている様子が感じられた。3 拍子を振るポイントは三角を描くようにと伝えるとほとんど抵抗なく振ることができる。
	S2	両手で 3 拍子の指揮に挑戦。認知症が強くみられる方はやや困惑されている様子。自分の両手がぶつかり合う様子がみられる。
8 月	S1	前回実施したことを覚えている様子が感じられた。三角を描くように 3 拍子を振っている方が目立つ。自分の両手がぶつかり合う様子がみられる。
	S2	前回実施したことを覚えている様子が感じられた。ひとつの動作を細かく伝えるとゆっくりとしたテンポで取り組むことが出来る。指揮棒を持って立位を促すと着座時よりも背筋が伸びているのを感じる。
9 月	S1	前回実施したことを覚えている様子が感じられた。ひとつの動作を細かく伝えるとゆっくりとしたテンポで取り組むことが出来る。指揮棒を持って立位を促すと着座時よりも背筋が伸びているのを感じる。
	S2	ひとつの動作を細かく伝えるとゆっくりとしたテンポで取り組むことが出来る。馴染みの曲に合わせるとスムーズに振ることができている。
10 月	S1	馴染みの曲に合わせるとスムーズに振ることができているが、歌いながら指揮をすること（同時課題）が難しい方が目立つ。立位時には、自然と視線が上がっているのを感じる。
	S2	馴染みの曲に合わせるとスムーズに振ることができているが、歌いながら指揮をすること（同時課題）が難しい方が目立つ。
11 月	S1	こちらが歌いながらの指揮を促すと理解を示すが、すぐに指揮のみの動作となる方がいる。職員の不足と利用者の体調不良もあり、立位での実施は難しい状況であった。
	S2	こちらが歌いながらの指揮を促すと理解を示すが、すぐに指揮のみの動作となる方がいる。立位での実施ができ、背筋の伸び具合や視線の上がり具合なども維持できている。

※ S1 とはセッション 1 回目のことであり、S2 はセッション 2 回目のことである。



写真 1. 指揮を行う一場面



写真 2. 歌唱の様子

歌唱活動に指揮を加えた本実践は、2つのことを同時に行うデュアルタスクの能力を維持させることにも繋がったと考える。デュアルタスクを行うことで記憶を司る脳の海馬量を増やししながら前頭葉を効果的に鍛えることができると期待されていることから、本実践は認知症予防やケアにおいて期待できる実践であるといえる。

指揮をする際、『腕を交差すること・可動域を広げること・両腕の位置関係を把握すること』は空間を意識する為、単なる動作だけではなく考えながら行うという意味で脳の活性化においても重要な活動といえる。また、目の前の視空間を捉えることにより空間認識力を養うことにも繋がる。

認知症を思うと、多くの情報量をうまく頭の中で処理することが極めて難しい。さらに、抽象的な言い回しではなく、具体的な言い方が必要となる。今回、指揮の振り方において情報がいくつかある中、一度に口頭で説明するとうまく処理しきれないが、ポイントを手順書のように書き出す事で整理され、頭の中で処理し実践出来たのではないかと考える。

Th.が参加者の前で行う際、対面指導として鏡手（Th.は左手で振る）で伝えることで、より振り方を把握しやすく、手順書同様うまく頭で処理できたひとつの要因といえるのではないだろうか。

【謝 辞】

本セッションに参加と協力いただいたサービス付き高齢者向け住宅の皆様は心より感謝申し上げます。

【参考文献】

1. 和合治久：認知症にならないためのCDブック，株式会社ワニブック（2016）
2. 森川泉：認知症を有する高齢者への小集団音楽療法－日常生活での活動性に变化のあった1症例－，日本音楽療法学会 東海支部 研究紀要，50-55（2018）
3. 野村豊子 編：介護福祉士養成テキストブック②人間関係とコミュニケーション，株式会社ミネルヴァ書房（2013）
4. 藤本禮子：高齢者の音楽療法 楽器演奏のすすめ 心をつなぐ合奏曲 38，春秋社（2012）
5. 「認知症で要介護にならない脳トレ予防の老年若脳」
<http://magald.com/column/t49-2tasuku.php>